

南北朝期の肥後国守護について

——菊池武光まで——

山口隼正

〔一〕はじめに
南北朝期の九州各國の守護の実態について、これまで若干を発表してきた。今回は、肥後国を取り上げたい。

鎌倉期の当国は、後半、守護職は概ね北条一門にあり(佐藤進一「守護制度の研究」)、その所領も多く分布し、九州における北条氏勢力の一大拠点であつた。また、当国は、古来、九州唯一の“大国”であり、菊池氏・阿蘇氏など有力な在地領主が盤踞していた。これらの点が、鎌倉期当国の政治史的特色といえよう。

南北朝期の当国守護については、一・二の年表に示されるが(助編『新日本史年表』中央公論社刊、②高柳光寿『竹内理三編『角川』、③日本史辞典』、④『熊本県の歴史』文画堂刊)④とはほぼ同じ)、かなりの疑問点に気付く。

また総合的考証の公表はない。

さて、主題の究明に当たり史料蒐集を行なうと、他の九州諸国に比べて、極めて関係史料が多く、特に南朝側による書状が多い。当国は、情勢は複雑で、守護など公的権限の分析を一層困難にさせる。当国は、九州における反武家勢力の拠点であった。

〔注〕
(1) 日向・豊日史学 34 の 2、大隅・九州史学 35・36・41、薩摩・史学雑誌 76 の 6、肥前・鹿大史学 15、筑後・日本歴史 250・251
(2) 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(竹内理三博士還暦記念会編)で、当国には阿蘇社など三カ所の検出がある。なお守富莊を、曾て杉本尚雄氏

(『肥後国守富莊』)が北条氏所領に加えたことに対する石井氏は「私にはその確証を見ることができなかつた」と否定的見解をとられる。

然し、私は、つぎを微証に、同莊を北条氏所領に改めて加えたい。④阿蘇家文書(五二号) 正平十一年六月 恵良惟澄申状案に「一、肥後国守富庄地頭職事、略中 当庄者、前代相模國司譜代之所領也」とあり、⑤三聖寺文書(北聖寺領文書惣目録)、「一結 肥後国守富庄内櫻津國守本札西倉等吉田殿并潮音院殿御寄進狀等」「一通 関東公文所奉書守富櫻津以下梶取職」等とみえる。

①は杉本編『守富莊史料』にあるが、②はみえない。特に③から、鎌倉期に当莊が北条氏所領→三聖寺領(同寺は、弘安六年に)たる事實を、④の補強としても、新たに確認できる。いうまでもなく、「関東公文所」とは得宗家(相模守)の家務機関で、「梶取職」の存在は北条氏が当莊(櫻津は、綠川の支)を水運上の要地として把握したことを示す。

〔二〕大友氏泰

(A) 鎮西探題の滅亡と建武政權の成立

元弘三年(一三三三)五月末、九州における北条政權の牙城鎮西探題が打倒された。九州諸国多くの武士が参加し、当國の相良氏等も協力したと思える(相良家文書)。
久し振りに“公武一統”がなった。この六月、事實上、建武政權が成立、後醍醐天皇綱旨を法の源泉に具体的諸方策が打ち出される。當國で

も、七月、諸国平均安堵法が発布され（相良家文書）、八月、阿蘇大宮司惟直

（阿蘇家文書）

上七五号

や託磨宗直（託摩文書）

七卷一号

らの当国内所領は安堵された。

一〇月二

日、「肥後国甲佐・健軍・郡浦等三社、止本家領家の号、付本社可令管

領」との後醍醐天皇綸旨が阿蘇大宮司（惟直）宛に出された（阿蘇神社文書七号）。

いわゆる「官社解放令」（佐藤進「南北朝の動乱」一中）である。右の三社は、当国一

宮阿蘇社の末社で、前代、本社とともに、安樂寿院・皇室領であった。

本社も、同解放令の対象になったと推測される（小島正志「南北朝史論」一二頁、

過程「政治経済論」）。

また、同日、「阿蘇郡四至拠事、任承暦国宣（立莊世紀）、可致

沙汰」との綸旨（本領安堵）が大宮司（惟直）に宛てられた（阿蘇神社文書六号）。

加え

て、翌三日、彼は「豊後国大佐井・筑前国下座郡地頭職、可令支配一族」なる綸旨を受け（阿蘇家文書、上七六号）、一二月、前大宮司（惟時）は筑前国下座郡内田地を光永又四郎・瀬田弥九郎に配分した（同下一七三頁）。前代、本社・三末社の預所・地頭両職を始め、特に社領小国郷満願寺の建立者北条治時が「阿蘇」氏を称するのに象徴的だが、阿蘇社（及び社領）の実質的支配は北条氏にあつた。これらは、建武政権の朝敵所領没収令により、北条氏の手から離れた（杉本「中世の神社と社領」）。

以上の事実が、爾後、阿蘇社（同社領）が中央権門の支配から離れ、所領を国外・全九州

的に拡大し、本社・大宮司家が領主制・領国制を推進させるに重要な意義がある。

惟時には、早くも建武期に一族宛の一見状（阿蘇家文書、上九九号）や「代

官職」宛行状（八八頁）等があり、領国制志向の兆候といえよう。

さて、翌建武元年正月、規矩高政・糸田貞義の反乱が勃発した。何れも北条氏一族で、前者は当国、後者は豊前国と、鎌倉・北条政権滅亡時の九州守護であった。この事件は、諸評価があろうが、反建武政権たることは否めない。この鎮定に、肥前・筑後・豊前・筑前・肥後など北九州諸国の武士が参加し、少弐氏（頼経）・斎藤氏（正通・大友）が戦功認定している（いちらじ出典を挙げるのは、却て煩雑となるから、省略する）。

七月には鎮定された。残念に、当国の高政

与同者（有無）、公家政権側の対応は、明確な史料は教えてくれない。

さて、この建新政期、当国守護はだれであろうか。

(B) 大友氏泰

託磨別当太郎宗直申、肥後国大浦・皆代地頭職（高政跡事）
牒、件地頭職事、先度被仰武重候処、不事行（云々於）事実者、太不

可然、早任綸旨、可沙汰居宗直於下地之状、牒送如件、以牒、

建武二年九月卅日

中納言兼大蔵卿左京大夫判事侍従藤原朝臣（花押）

（他、六名連署、略）（託摩文書）
三卷三号

先づ、◎に該當する同年六月一日付「肥後国衙」宛の雜訴決断所牒が現存し、これに「任去年十一月廿六日 綸旨、可沙汰居宗直」とある（同四）。

ここに、◎武重は「国衙」に当たり、◎とは宛行綸旨で、後醍醐天皇綸旨（◎）→雜訴決断所牒・國衙なる手続で当地が宛行→遵行（④「沙汰居」）される。◎武重を、現に、国人も「肥後守」と称す（例、深堀文）。

宛先（◎）は、氏泰の幼名で、守護の位置といえよう。対象地（◎）は、ともに飽田郡にあり（託摩文書八卷一一号以下、石井前揚論文）、得宗領であった（◎）。

兩地は、（で大浦を天草郡とされるが、誤である）託磨氏（当國守護在任）にとつて從来の所領にはみえず、ここに、朝敵没収令の結果、新恩として宛行われた（◎）。

在地勢力のため宛行の実況は困難で、宗直は遵行申請の解状を提出し、建武二年六月、雜訴決断所牒が

「国衙」（重）宛に発せられた（◎）。

然し、◎の状況である。或いは、武重自身が在地勢力の主体かもしれない。

他に当国々衙・守護所宛の雜訴決断所牒として、阿蘇大宮司惟直（阿蘇文書上七七号、阿蘇家）・託磨宗直（託摩文書）に対する本領安堵の綸旨を施行したも

のがある。本領安堵の場合も、遵行は極めて困難であった。

守護氏泰の当國經營にとり人的基盤は、明確にできない。他の管国と

同様、或いは大友正全が守護代として経営を担当したのかかもしれない。
(詫摩文書三卷三
四號文書三五號)。物的基盤だが、当時、当国で大友惣領家の所領は検出できなき。

以上、当国守護は大友氏泰で、国司とともに建武・公家政権の一翼を担つてゐる。彼の守護たる徴証は先掲の雜訴決断所が唯一で、発給文書は遺らず、当国經營の実態は不明確である。彼が幼少で、本国(豐後)でなく、また經營基盤が極めて脆弱なことに、帰因しよう。当時の彼の管國、肥前・日向の場合に似る。「肥後守」武重との相互間の文書等も遺らない。

〔補遺〕

因みに、当時の当国々衡だが、「肥後守」は菊池氏の惣領武重である。同氏は、古来、当国北部菊池郡の郡司で、やがて有力な大宰府々官、さらに平安後期には国衙機構に進出して譜代の「肥後守」となる。鎌倉期には、国外にも所領・所職を有し、在地領主制を展開させた。武重当时の菊池氏内部には、惣領を頂点に、一族による寄合衆¹内談衆が組織され、ここで国務（公權）がなされたために、もはや改めて公的な国衙機構を必要としない。(杉本『菊池氏三代』)

一方、大宮司阿蘇惟時は綸旨により「肥後国上使」に任命される。(阿蘇
書下(六頁))「国上使」とは、殆ど研究がないが、建武政権の成立、特に雜訴決断所の設置に伴ない、国司・守護とともに各國に公的・制度的に置かれた。それには、権力側の強制執行を実現すべく、当該国（或いは隣国）の武力・軍事力を有するものが任命される。阿蘇大宮司家は恰好な例といえる。任務は、現地（在国）では①遵行②検田など国内状況の調査に当たり、③その報告（注進・請文）のために中央に赴く（上洛）必要がある。建武政権下の「国上使」は、特に遵行権（④と⑤）のある点で、室町期に広く莊園領主側によつて設置された「上使」とは差異があ

ろう。從來、惟時にはこの事実の指摘だらない。(別稿「國上使について」)（月刊歴史八号参照）

〔注〕

(1) 下つて、阿蘇家文書(七八頁)正平十九年七月十九日 大宮司惟澄讓状に「為

嫡子、四箇社領、本家・領家・地頭兼大宮司職、相副 綸旨・令旨、同重代之証文等、所讓与于惟村等」とみえ、官宦解放令の結果を象徴する。

(2) 宛名@が、官名（「守護所」）ではなく、実名であるのが聊か気にかかる。抑

々、遵行文言①を有つ雜訴決断所牒の受命者となることは、その所領に対する直接の当事者ではなく、あくまで公的立場である。一般には「国衙」「守護所」宛だが、他に「国上使」宛（出雲國家文書三刀屋纂四所收、丹波国仁和寺文書）や、

兩使宛（丹波國東等文書船十三之十八）の場合がある。兩使宛の場合は実名だから、一見、当國の@も兩使のようである。然し、宛先「国衙」「肥後守」を

実名「武重」に言い換えているから（◎）、@は「守護（所）」といえよう。

杉本『菊池氏三代』（九〇）では、「肥後守」武重の守護兼帶とするが、誤といえる。

(3) 氏泰—大友惣領家が当国で所領を有するのは、建武三年三月一七日、足利尊氏下文で勲功賞として当國山本荘・千田荘・健軍宮領等地頭職に補任されて氏下文で勲功賞として当國山本荘・千田荘・健軍宮領等地頭職に補任されて

(友史料五二二九〇号) からである。

〔三〕 少 武 頗 尚

久し振りに「公武一統」で成立した新政権も、しだいに矛盾が激化し

た。建武二年一月、足利尊氏が建武政権に離叛の意を明らかにし、

「公武水火」なる状態になる。

早くも、この影響は当国にも及ぶ。同月、尊氏・直義誅伐の旨の後醍醐天皇綸旨が阿蘇氏宛に(阿蘇家文書上一八七号)、一方、同じころ、武家政権側では新田義貞誅伐の軍勢催促状(相良家文書一七一七号)が出され始めた。

さて、この頃、建武二年末には、当国守護は少武頗尚にかわつてい

る。

当代の守護職は、Ⓐ本来は幕府制度上のものであるため上部権力との関係、Ⓑしだいに領国化・大名化の傾向にあるため自己による拡大しつつある権限、主にこの両側面から観る必要がある。当國守護頼尚について、これを念頭におき、その微証を検索しよう。

Ⓐとして、先づつぎの微証がある。

① 暦応三年二月日 (少式) 一色範氏目安に「一、被定分國可催促軍勢事、去建武五年頼尚下向之時、於分國三箇國_{筑前・豊前・肥後者}、可屬彼手、略○中被仰下之」
(八坂神社記録上・社家記錄裏文書五三号)

② 康永四年二月一日 「大宰少式」施行状（三条御所炎上について、「筑前・肥後・豊前三ヶ国地頭御家人等、不可馳参之由、可被相触國中」旨の「去年十二月廿二日御教書」の施行）→得永源_{（筑前國前・肥後）}
（徳水文書）

③ 貞和四年五月廿七日 「大宰少式」施行状（紀州凶徒退治について、「早相催一族并筑前・豊前・肥後三ヶ國勢可馳参」旨の「去月廿五日御教書」の施行）→榎左衛門次郎
（柳文書）

ここに、頼尚は幕府から肥後など九州三箇国の軍勢催促・軍事指揮を委任されている。

Ⓑの面だが、頼尚自身は如何なる権限を発動したか、彼による当國關係文書を挙げよう。建武二年（一三三五）一二月、觀応元年（一三五〇）一月の期間、つまり觀応乱以前で、一応、「表1」に示した。数的にかなりで、内容的にも軍事指揮・使節（所務）遵行・土地処分など諸種の権限で、当時の守護とみられる。

また、かなりの施行状が遺る（但し、前記②③も施行状だが、宛先が当）。頼尚より上級の権力が存在し、彼はその命令下達の媒介者たることを示す。施行状は、ⒶとⒷを結ぶもの、仮にⒸとしよう。

〔表1〕

書下	施行状				
	軍勢	感	感	感	促
寄進	遵	進	催	促	他（内容不明）
状	状	状	状	状	状
	1	1	1	7	5
	1	1	1	7	5
	1	1	1	7	5
	1	1	1	7	5

④ 建武二年十一月廿三日 「大宰少式」

「軍勢催促（新田義貞誅伐のため

「相催一族以下軍勢等、可馳参」旨

の、「去月二日関東御教書」の施行）

↓

相良_{（定額）}

八郎
（相良文書二）

⑤ 建武五年六月廿四日 「大宰少式」

「施行状（内容不明）（早く「廿四日御教書」

の旨を存すべし）」→相良孫次郎_{（定長）}
（相良文書一）

七八号

（書一）

⑥ 建武四年正月十七日 「大宰少式」感状（当國球磨郡凶徒相良絰頬等退治に関する「去年十二月六日御教書」_{（相良家文書）}の施行）→相良孫次郎_{（定長）}

八郎_{（景定）}・税所新兵衛入道の各人宛

（同一）

〇七号

九三号

⑦ 康永三年十月十九日 「大宰少式」軍勢催促（当國木山松丸城等対治について「去月十九日御教書」の旨を存すべし）→阿蘇大_{（稚時）}宮司
（阿蘇家文書一）

一九六頁

⑧ 康永三年八月七日 「大宰少式」遵行（「御下文并去曆応式年四月四日御教書」の旨に任せて、「守護代相共」に、当國野原莊

西郷三分式を小代重氏に「沙汰付」くべし）→詫磨別當太郎_{（宗直）}
（小代文書二五号）

⑨ 同日 「頼尚」遵行（同旨、「詫磨別當太郎相共」に）→守護

代_{（同二）}

⑩ 貞和三年十月十三日 「大宰少式」遵行（「今年三月十八日御奉書」の旨に任せて、「守護代相共」に、当國山本莊北方領家職

を久我前太政大臣家雜掌に「沙汰付」くべし)→小代八郎左衛門(重氏)

尉(同二)
(七号)

以上、①施行状も、権限内容は諸々で、観応擾乱に至る期間である。何れも、幕府発給文書(「関東御教書」「御奉書」)の施行で、Ⓐとともに、頼尚の当国への権限があくまで幕府制度上のものたることを示す。ここにも、當時、彼は当国守護といえる。

[注]
(1)

「去月一日関東御教書」の「去月」を、「大日本古文書」では「七月」と

読む(相良家文書)。史料編纂所影写本(相良文)によると、成程、「七月」のようにも読める。然し、「七月」は南北朝分裂前のことである(勿論、これに該はない)。」「去月」(即ち十)とする、頼尚は④と全く同日付・同旨のものを九州全域に発給し、また「去月一日関東御教書」は足利直義御教書で全国的に遺る。「去月」と読むか、躊躇しても「七月」と校注すべきであろう。

(2) 頼尚発給の公文書(形式的には書下と施行状)は、広く蒐集すると、宛先により書止文言と署名が異なるのに気付く。「守護代」(或いは被官)宛の場合、書止は「状如件」即ち直状様式をとり、署名は実名「頼尚」である(私的・領国側面)。その他、一般国人宛などの場合、書止は「仍執達如件」と御教書様式で(完全には、奉書系を脱せず)、署名は官途「大宰少弐」(或は「少」)「筑後守」(筑後守)である(公的・官僚的側面)。僅かな例外も遺るが、右のように類型化できる。

(A) 動乱前期の政治過程

動乱前期、頼尚の守護期間、当国の政治過程は、他の九州諸国に比べて、極めて複雑である。然し、関係史料を蒐集・分析の結果、つぎの三類型一段階一になる。即ち、当時の当国には、①菊池氏(国司家、北部)、②相良氏(惣地頭系、南部)、③阿蘇氏(大宮司家、中部)といふ三大在地勢力があり、何れも反権力・反武家の行動が顕著となる。特に守護頼尚など武家政権との対応の場合、概ね①→②→③という段階とな

る。從来、この類型一段階一については指摘・分析がないので、以下、本節は、これを中心にみよう。

①菊池氏。建武二年一二月ころから、「肥後守」武重の弟武敏は、反武家の行動をとり始め、少弐頼尚から新田義貞「与同之仁」と称される(新編会津風土記三所収)。武敏は、本拠菊池から北九州に進出、翌三年三月初め筑前国多々良浜合戦に敗れ、一旦、菊池に帰る。筑後三原氏と結託し(石志文書一九)、間もなく勢力を回復、翌四年二月ころ兄武重も加わり

(五号等文書)、さらに五年三月には武藤資時も結託した(小代文書)。やがて、暦応三年(一三四〇)六月には「筑後・肥後國凶徒」なる史料的表現がみえ(深堀文書)、両国の反武家の国人層が結集し、戦場も両国に跨がる。

ここにおよび、権力側は如何に対処したか。先ず武家政権である。頼尚は、軍事指揮のため、現地に守護代饗庭宣兼を派遣した。これに、当國小代氏(小代文書)、詫磨氏(詫磨文書三卷)が従ったのを始め、筑前(書乾中村全三郎所蔵文書)、豊前(三根郡御代々御判写)など他の頼尚管領の国人をも動員した。また、成立当初の鎮西管領一色範氏も対策に苦慮し、軍事指揮

のため、現地に管領府構成員を派遣し、当國の詫磨氏・小代氏の他、肥前(最も多い)・筑前・筑後・豊前・豊後など広く北九州諸国の人層が従つてゐる(出典を挙げることは、煩雑と)。さらに中央幕府側も、暦応二年十二月十二日付の一色範氏宛足利尊氏御教書(史料六一四号)に「武藤資時・菊池武敏已下凶徒」退治のため「氏泰一族并肥前・豊後國軍勢事、可属徒誅伐」に当たり、「肥前・豊後地頭御家人并一族」を催促するよう氏泰

とあり、範氏・氏泰両人に九州国人層の軍事指揮を委任した。範氏は、先のよう北九州全域の国人層を指揮する。氏泰は、当時の豊後・肥前守護である。康永元年(一三四二)八月三〇日、足利尊氏は「肥後・筑後凶徒誅伐」に当たり、「肥前・豊後地頭御家人并一族」を催促するよう氏泰宛に御教書を発し(立花家藏大友文書大一九五号)、一〇月五日、大友正全(氏泰の守護代、拙稿「南北朝期の肥前守護について」(鹿児島史学一五号二頁・三頁参照))はこれを両国々人層に施行した(造寺文書)

九三号。肥後一大友家文書。(外山裕夫氏の見解が記載された。日本歴史八二号)

斯様に、武家政権側は菊池氏対策に広く北九州全域の国人層を催促する。特に鎮西管領一色範氏は、建武年間、菊池氏討伐のため、詫磨宗直には「早相催一族、令下向肥後国」と(託摩文書)、「恩賞」問題で鎮西管領に出向中(「参津」)の小代氏には「早止上津之儀、可致在国警固」(小代文書)等と、当国人々に強制的下國(在國)命令を発した。この事実、また関係文書数からして、菊池氏対策には、守護頼尚より、鎮西管領の方が積極的だったとも見える。なお、特に肥前国人々が多く動員されたのは、在來の国人層が弱小で(名主的)、国内に有力な反体制的勢力の結成がなかつたことに対応しよう。南九州の国人層が殆どみえないのは、日向・大隅には伊東氏・肝付氏・榎井氏など、薩摩には伊集院氏・谷山氏・絞島氏など、在地で有力な反武家勢力の結成・活動があつて、他国に軍勢を動員する余裕がない事情に由ろう。

さて、貫して反武家の行動をとつた菊池氏に対して、南朝方は如何に対応したか。当初、南朝政権と菊池氏との直接授受文書は遺らない。

延元元年(一三三六)~三年、阿蘇大宮司(惟直)宛の後醍醐天皇綸旨など南朝方文書が遺る(阿蘇文書下二)。中央戦場における「朝敵追討」のため度々軍勢催促をなしたが、諸国特に「九州土卒(官軍)」は一向に「参洛之遲引」なので、早く「閥国内合戦」いて「参洛」すべしと。從来、これらの史料の利用は全くないが、当時の南朝政策の一端が窺え重要なと考える。「国内合戦」とは当時の当國が典型で、従つて国人が「参洛」など他国に動員できる余裕はない。南朝政権側は地方の実情を無視している。ましてや、国司家菊池氏など反武家の勢力を擁護したとはいえない。先述のように下國(在國)命令をなした武家政権とは、対照的である。当時の菊池氏の行動は、決して南朝政権と積極的な結託はなく、地域的・独創的なものといえよう。ところで、武重(慶應元年、武敏(奥園三年五月)の相次ぐ死去で、菊池氏は「惣領不安定の時代」(池本菊三四二以前)。

五代(一)となつた。これに対応して、つぎの(二)の段階にうつる。

(二)相良氏。建武三年九月一〇日、鎮西管領一色範氏は、相良経頼以下

「凶徒」を誅伐すべく、相良定長宛に軍勢催促書下を発した(相良家文書)。

また少式頼尚も、暦応三年六月一九日、「相良孫三郎経頼・内河彦三郎

義真已下凶徒等、打出肥後国球磨郡永吉庄、及合戦之由、略」(同八八号)早相催一族、可被致軍忠旨の軍勢催促書下を、定長ら相良氏宛(同八八号)になし

た。相良氏は、當時、多良木莊系・人吉莊系の二流に分かれ、前者が概ね郡内の在地領主層(名主層)を従え、さらに内河義真(代荘)、菊池武敏、大隅の肝付兼重、日向の伊東祐廣らと同心して(同八号)同年末には武家政権側から「八代庄・球磨郡凶徒」と総称される(神文)。暦応三年六月、人吉莊系の祐長(定頼)も経頼に荷担する(相良家文書一九〇号)。(六二号)。

斯様に当初は南九州全域に結集された反武家の勢力も、建武五年五月には伊東祐廣の八代城撤退(日向郡司文)、翌暦応二年八月には肝付兼重の武家政権への帰服(大隅國)等で、分裂していく。何れも、越前国藤島合戦^{II}新田義貞敗退と軌を一にする。菊池氏も、北部の筑後國々人層との結託につれて、しだいに相良氏との直接的関係は切れ、さらに武重・武敏の相次ぐ死去で勢力不安定となつた(先述)。やがて、「芦北庄田浦凶徒」がみえる(相良家文書一一三八号)。ここに、一三四〇年代前半は当國の反武家の勢力の拠点は南部^{II}地域的になり(從つて)、武家政権側もこの対策に重点をお

く。

戦場化した球磨郡・八代莊・芦北莊は、ともに、隣り合い、曾て北条氏所領で、朝敵所領没収令の対象となり、闕所化・新恩地となった地域である(後に詳述)。ために、諸階層間の所領争奪戦が激化、戦場化してこの事情は、特に人吉莊の場合が如実である。当莊は、当國南部の盆

地で、須恵荘・永吉荘等とともに球磨郡に含まれ、相良氏一族や在来の名主層がいた。元弘四年(一三四四)正月、相良長氏(代官)は、相良氏所領から得宗領化した人吉荘北方半分地頭職について、朝敵所領没収令→本領安堵法に任せて、返付→安堵されんことを建武→公家政権に申請した(相良家文書)。本主権の主張→再給付の要求といえる(笠松宏至「中世領所地給与に関する考収」、石母田正・佐藤進一編『中世の法と國家』所収)。然し、長氏の手に戻るのは困難であった。建武五年八月の定頼(嫡孫)申状は、当地頭職安堵の要請で、守護少弐頼尚宛と考えられるが、同三年四月以来の対経頼の戦功を述べ、「自一色殿返給本領北方半分地頭職畢」とみえる(相良家文書)。同職は、建武三年以後、成立当初の鎮西管領一色氏の闕所地処分権により漸く「恩賞」の型で(範氏宛行状の対象は、ある。外系系權力の所為であろう)長氏に戻った。またこの申状の最後に、「將又為御分國平均法之上者、為恩賞不足分、一族經頼并庶子等跡預給之」とあって、守護頼尚に預ケ状の発給を要望し、仮令一族同士であれ、敵方所領は闕所化→預置・宛行により自己の所領拡大を志す、当時の武士の要求を露骨に。素直に表現する。長氏は返付された同職について、同五年七月六日には三子祐長宛に(同七)、翌暦応二年八月五日には嫡孫定頼宛に(同八)、配分的な譲状を成した。譲状を得た祐長は、やがて経頼同心の事実が露頭したため、長氏から義絶された。彼は、永吉荘山田城に楯籠もりますます抵抗し、翌暦応三年四月二十五日、長氏は、先に譲与した所領を悔返して定頼に譲与した(同八)。ここに同地頭職は、定頼に全部(半分)集中されるが、この譲状に「もし又^(半分)御方をいたさへ、定頼かはからひとして、先日のゆつりの内、はぶんを祐長にさるへし」と但書がある。また、この間、建武五年八月一三日、少弐頼尚は当荘北方を「任預状」せて長氏・定頼に「各半分」を「沙汰付」けるよう「守護代」宛に命じ(同八)、同十九日、「妙雲」施行状が出された(同九)。「預状」とは、恐らく頼尚自身によるもので(同一三)、前述、定頼申状(傍線※)に対応しよう。即ち、対象は、前月、長氏から譲与されたばかりの祐長分と推測できる。

き、間もなく祐長が経頼に同心したため、定頼らの守護頼尚への要請で、闕所(「跡」)化され、彼らに預け置かれた(「預給」)と解される。定頼への所領集中は、政治権力(頼尚)の預置→親(長)の悔返権によるもので、実質的には預置→譲与といえよう。さらに、暦応三年一二月、一色範氏は、経頼の所領球磨郡多良木村内地頭職を、定長・定頼らに勲功賞として宛行った(同八・五号・八六)。翌三年六月、一色範氏(同九〇号)・少弐頼尚(同八八号)らは、山田城合戦に当たり経頼・祐長・内河義真等を討伐すべく、長氏・定長ら相良氏宛に軍勢催促書下を発した。一二月六日、足利尊氏は頼尚宛に「経頼等退治」に関する御教書を発し(「頼尚による去十月廿日注進状」に任せ)、翌四年一月、頼尚はこの旨を定長らに施行した(同九三号・一〇七号)。ここに、興国二年(一三四一)、南朝年号(に注意)閏四月、祐長は、軍忠状に「祐長本領等者、為御敵兵庫允定頼^(祐長)悉被押領了」と記し、南朝方に「安堵綸旨」を要請した(同一〇)。この後、康永元年(一三四二)、範氏・頼尚等の指揮下に定長らは経頼等討伐に当たる(同二号)。翌二年七月、頼尚は経頼宛に「參御方被致軍忠者、本領事不可有相違、且子細可令注進京都候」との軍勢催促書下を発した(同一)。間もなく、経頼は、これに応じたとみえ(同一)、曾ての一味芦北荘の軍勢とは敵對関係になり、貞和二年(一三四六)一二月、頼尚から芦北荘田河関所合戦に対する感状を得る(同一)。ここに、当国南部の反武家の勢力「球磨郡凶徒」の中核はなくなつた。

以上の動きに対し、武家政権側は、幕府(氏)を頂点に、鎮西管領は特に現地に今川助時・橘佐渡公好(同七)を派遣し、守護少弐頼尚は守護代饗庭宣兼・大将筑後経尚を現地派遣し(後述)、国人層の指揮に当たらせた。戦場(活動範囲)は南肥後に限られ、実際に参戦したのも相良氏一族など当地域の国人に限られる。たとえ一族間であれ、国人層の基本的要素はあくまで所領問題であり、政治権力が介入し、紛争は一段と激化することを如実にみた。

(○) 阿蘇氏。暦応二年四月廿一日付の一色範氏書下に「阿蘇前大宮司惟時以下凶徒」とみえる。武家政権側の阿蘇氏対策が明確化するのは、これ以降で、惟時との関係のみわかる。

動乱当初、同氏の政治的動向は、惟直・惟時と中央南朝政権との関係のみわかる。征西將軍宮_{親良}九州下向以前で、南朝方_{後醍醐天皇}は、尊氏・直義誅伐の軍勢催促をなし_{（阿蘇家文書下）}（九〇号・九一号）また国外所領（闕所地等）を宛行い_{（同九三号）}、或いは他國守護職_{（五号）}・当國上使への補任_{（同下）}により、彼らの誘引に努めた。この間、惟時自身も南朝方に属したことは、年号「延元」の使用が示す_{（同五七）}。建武三年四月五日付の足利尊氏御教書で、庶子坂梨孫熊丸が「阿蘇社大宮司職」に補任された_{（同一四）}。北朝方大宮司として、惟時など南朝方大宮司に意識的に対立させたのである。孫熊丸の「大宮司職」は、暦応四年八月、弟乙房丸に譲与され、九月、幕府側も安堵する_{（同一五）}。

さて、一三四〇年代に入つても、暫くは南朝政権との関係のみわかる。南朝側は、興国二年（一三四一）と三年、軍勢催促・安堵・宛行等で、大宮司惟時の誘引に努めた_{（同一七頁）}。軍勢催促も、宛行・安堵の約束文言を含むものが多い。これらは、領主制・領国対象には、闕所地が多く_{（興国三年六月廿日付の後醍醐天皇御旨は、）}、国外所領もある。安堵は、曾て建武政権下の後醍醐天皇綱旨による安堵・宛行を、後村上天皇が再安堵_{（「任元弘勅裁」なる文言を含む）}したのを特徴とする_{（同一八頁）}。軍勢催促も、宛行・安堵の約束文言を含むものが多い。これらは、領主制・領国制志向のある大宮司惟時の基本的要求に沿うもので、しだいに彼自身の「私領」に編成される。斯様な南朝方の熱心な誘引策で、興国二年八月、彼はなお南朝年号を使用する_{（満願寺文）}。

その後、康永二年（一三四三）四月二一日、足利直義は、阿蘇前大宮司_{（備）}宛に「參御方致軍忠者可抽賞」との軍勢催促御教書を_{（阿蘇家文書上）}（四号）、同日、大友氏泰宛に「阿蘇前大宮司惟時事、注進状披見畢、所詮惟時參御方、致忠節者、所領事、急速可有其沙汰」との御教書_{（大友松野文書）}（九号）。

府は彼に当國八代莊道前郷を安堵した_{（同一〇）}。翌三年三月、少弐頼尚は、大宮司_{（惟時）}宛に、当国内諸地域を兵糧料所等として預け置き、寄進し（後述）、さらに安堵・恩賞について幕府へ注進する旨を通知した_{（同一九九五頁）}。惟時は、八月には「康永二年」を使用し、北朝方になつたらしく_{（同二七）}。一〇月、頼尚は、大宮司_{（惟時）}宛に当國木山松丸城等対治に関する幕府側軍勢催促状_{（「去月十九日御教書」）}を施行し、彼は、これに応じてか、翌四年四月、幕府側から「太宰少弐頼尚所注申」により感状を得た_{（同上）}（同〇六）。惟時は、同年（興国六）八月の征西將軍宮令旨_{（同三）}、一一月の後村上天皇綱旨_{（同一）}と、南朝側から軍勢催促を受けた。これにも応じたとみえ、翌年（貞和二）一二月三日付の一色範氏書下に「阿蘇太宮司惟時、於肥後郡浦、構城郭、招寄所々凶徒等、楯籠」とある_{（四卷四号）}。翌三年正月八日、頼尚は「肥後國凶徒退治」に関する彼の戦功を幕府に注進し_{（阿蘇家文書下）}（同上）（同九六頁），これにより、三月九日、足利直義は彼に感状を発した_{（同上）}（同八）。

翌正平三年（一三四八）六月一八日、阿蘇惟澄も、惟時宛に起請文を書いた。「大との御ために、わたくしは、ミとしても、人をして、ふちうはらくるのきあるましく候」と、惟時に忠誠を誓う_{（同二七）}。南朝方は、前年一二月に征西將軍宮_{（親良）}懷良親王入国で、当國を九州での拠点とすべく、肥後守菊池武光と結託し始め_{（同一二）}、一層、阿蘇氏対策に拍車をかけた。鎌倉中期以降、阿蘇家内部では「大宮司職」相論がある。動乱期に

入り、庶子惟澄は、一向に当職に補任されないまま（阿蘇家文書上一一三号正平二年九月東良惟澄申状）、「阿蘇大宮司小次郎宇」とあるのはあくまで自称し、終始南朝方である。また、先に建武三年に足利尊氏から北朝方大宮司に補任された坂梨氏は、弱小な庶家で、間もなく無効となる。これに対して惟時は、惣領として、実質的な「大宮司」

として、阿蘇氏内部を基盤に領主制と領国制を目指し、南北何れにもなお去就「自由」であった。ここに、惟澄の起請文、前年の当国守護頼尚による契状は、互いに対応しよう。大宮司惟時の、阿蘇社—阿蘇家内部での「権威」の大きさと、当国での「第三勢力」としての独自的立場を象徴する。当時、南北何れの政権にしろ、阿蘇氏の所領を關所化して他氏に給与した例は見当たらない。⁽⁴⁾爾後も然りで、阿蘇氏（社）領を権力者は簡単に処分できなかつた。

聊か縷述したが、動乱前期、当国の政治過程をみた。三大有力国人（菊池氏・阿蘇氏・相良氏）は一族分裂して行動し、諸権力はその対策に相当のエネルギーを必要とした。特に、相良氏・阿蘇氏の場合のように、一族間における關所化と政治権力との関係、これこそ、当時の国人層個々の基本的 requirement が所領問題で、紛争の原因は国人層の主体的なものにあつたといえる。

(注)

(3)

建武新政期、「大宮司」は惟直で、父惟時は「前大宮司」である。建武三年三月の筑前多々良浜合戦を契機に、惟直が没落（同月に「没落」土持文書）⁽⁵⁾、戦死（延元三年三月には既に戦死）⁽⁶⁾してからは、惟時が「大宮司」に戻ったと考える。爾後、惟時を、南朝側は間もなく「大宮司」と称するが、北朝—武家政権側は暫く「前大宮司」と呼ぶ。武家側としては、先に補任の庶家坂梨氏を正式「大宮司」とみたかったろう。守護頼尚は康永三年三月ころから（同一九）、幕府—鎮西管領は遅れて足利直冬の九州下向（貞和五年九月）⁽⁷⁾観応擾乱から惟時をにしろ、「大宮司職」と政治権力との関係が象徴され、興味深い。

(4) 南朝側には、惟時所領の關所化（「惟時跡」）→惟澄への給与の試みもあり（阿蘇家文書下一八九頁等）、或いは惟時の情勢を窺っては「惟時跡替」に苦慮もする（同二二頁）。「惟時跡」の給与範囲は、あくまで一族内に限られた。

(B) 少弐頼尚の権限

頼尚の権限は、先に整理したが、内容的には軍事指揮・使節（所務）・遵行・所領处分等である。発給文書を通じて、これを分析しよう。施行状については先述したので、ここでは書下が主体となる（注進状・書状）。彼の権限は、あくまで幕府の命令下達下にあることは既にみたが、直接に触れえなかつた鎮西管領との関係にも留意したい。

軍勢催促の書下では、「參御方被致軍忠者、本領事不可有相違、且子細可令注進京都」（相良家文書一二五号）等と、本領安堵と幕府への戦功注進の約束

文言を含むのがある。現に、頼尚が国人層の戦功について「御感御教書」を要請した幕府宛注進状（阿蘇家文書下一九六頁）⁽⁸⁾、これに応じた幕府の感状も遺る（同上一）。当国の軍事指揮について、頼尚と鎮西管領との直接授受文書は遺らない。鎮西管領側も当國々人宛にかなりの関係文書を遣す（軍勢催促、感状（詫判）。兩者は、幕府権力の下で、相互に独自的に軍事指揮権を発動したといえよう。

感状について。当時、守護の感状発給はまだ一般化しない。頼尚にはこれが遺り（通七）、興味深い。何れも相良氏宛で（相良家文書一九七号・一〇四号・一〇五号・一二三号・一二六号・一二七号）、「可注進京都」なる文言を有つ。国人の意識や在地支配の実情からして、やはり自己の「権威」では完結しえず、自他ともに京都・幕府への注進を必要とした。この点、前にみた「御感御教書」を要請した幕府宛頼尚注進状に対応する。特に、幕府感状（御感御教書）の施行も残存する（⑥⑦⑧）。何れも、同日付相良氏宛で、頼尚からの「注進状」を行したのである。この手続からも、彼は明らかに当国守護といえる。一

方、鎮西管領側も、当國々人層宛にかなりの感状を遣す。全て相良氏宛で、その末尾に「恩賞事急速可有其沙汰也」^(同一六)とか「可令注進京都也」^(同九二号)等と、恩賞及び幕府注進の文言を含む。鎮西管領の、幕府に対する「忠実な官僚」としての立場や、相良氏把握に懸命なことが示される。特に相良定頼は、一色範氏に献馬する等^(同一五七号・一五八号)、鎮西管領との直接関係が深い。一向に武家方として結集しない、北・中部の菊池氏・阿蘇氏と対照的である。

つぎに遵行権である。軍事指揮権が、鎌倉守護の基本的職権なのに対して、遵行権は、室町幕府成立で守護の職権（公権）として公認され、寧ろ最も基本的なものとなつた。

頼尚による当國の遵行関係文書には、書下・施行状^(同十)^(同十一)^(同十二)があり、守護代・遵行使宛である。対象地^{II}論所は、人吉莊・大野別府・野原莊・山本莊である。具体相をみよう。

人吉莊。頼尚は、建武五年八月一三日、「守護代」宛に、当莊北方を「任預狀」^{III}せて相良長氏・定頼に「沙汰付」^{IV}けるよう命じた^(同八〇号)。この「預狀」について、当莊の所領関係上の意義等は先述したので、発給者が頼尚自身である点だけを確認しておく。

さて、右の頼尚遵行書下を施行すべく、つぎの文書が出される^(同八)。

肥後国球磨郡人吉庄内北方事、任預狀、可沙汰付^(同八)相良六郎三郎入道蓮道・同兵庫允定頼各半分云々、任被仰下旨、可被沙汰付候、仍執達如件、

建武五年八月十九日

沙弥妙雲（花押）

相良三郎次郎殿

文中①②③は、前述の通り、何れも頼尚発給のもの。ここに、④「妙雲」^{II}「守護代」^Iで、⑤は、守護^⑥→守護代^⑦→使節^⑧（→当事者^⑨）の手続で遵行される。当時の当國守護代は、既に川添昭二氏の成果^{（南朝時代における少民の守護代について）}のように、饗庭宣兼である。「妙雲」は、宣兼の法名と

いえよう。從来、右掲文書は、『大日本古文書』など諸史料集に掲載されるが、発給者④の正確な実名比定はない。また、この文書を使用した論稿もみえない。⁽⁵⁾川添氏等の研究に、饗庭宣兼自身の発給文書の指摘はない。地方で文書蒐集の場合、「花押」を確実に求めるのは困難である。

大野別符。当國北部に存し、筑前宮崎八幡宮領。鎌倉後期以来、東国御家人系安富氏が当別符岩崎村地頭職を相伝する。然し、在地勢力の抵抗が大で、末期には鎮西探題が規矩高政^{（當國守護。深江家文書四二号）}・菊池武時^{（同四二号）}兩人をして安富氏への遵行を命じた。この情勢は、建武政権を経て、なお続く。動乱期に入り、井上氏の「濫妨」で、安富氏の提訴があり、一

旦、幕府側^{（引付^{（頭）}奉書）}は遵行命令を出したが、守護代宣兼自体が結託して、却って違乱が拡大した。注目できる。頼尚は守護代宛に、暦応三年（一三四〇）五月二八日には「可止其妨、若有子細者、可注申」と命じたが^(同六)、「不事行」のため、一二月八日に再び「不日可止彼縛」と命じる^(同七)。なお、「宣兼不叙用」のため、翌四年四月二〇日、頼尚は改めて別の被官宗経茂^{（他國守護代）}宛に「不日傍止其妨、載起請之詞、可注申」と命じた^(同七)。経茂は、これに応じたが、一月八日、やはり遵行不能^{（退）}の旨「請文」を提出した^(同七)。一二月一四日、頼尚は「請文披見了」としつつ、再び経茂宛に「使節若令遷引者、可有其科」といわば「使節難済」嚴科の法を暗示した遵行命令をなす。安富氏の知行は、以後も、諸政治権力による遵行命令が遺るようになり、南北朝期を通じて極めて困難であった（後述）。

野原莊。貞和三年（一三四七）八月七日、頼尚は、「御下文并去暦応式年四月四日御施行」に任せて、当莊西郷三分式を小代重氏に遵行すべく、守護代・詫磨家直の各人宛に施行状を発した^(同十一)。ここに、頼尚は、遵行使に守護代とともに近隣国人^{（詫磨地頭職）}を起用する。野原莊は、当國最北部に位置し、宇佐弥勒寺喜多院領である。鎌倉中期、宝治

合戦の勲功賞としてか、当荘地頭職に武藏国御家人小代重俊が補任された(同三)。始めから当荘全体の權益が小代氏ではなく(一分地頭)、徐々に同氏に集積される。右の「御下文」「御施行」は、ともに現存しないが、恐らく、前者は動乱当初(建武年)の足利尊氏宛行下文で、後者は執事高師直施行状(或いは引付)を指そう。わざわざ遵行命令が必要なのは、或いは当地は闕所ではないか。

山本荘。当国北部で、元来は後宇多院蓮華心院領だが、南北朝期には久我家領としてみえる。貞和三年一月一三日、頼尚は、「今年三月十八日御奉書」(現存しないが、恐らく引付方頭人奉書)に任せて、「守護相共」に、当荘北方領家職を久我家雜掌に遵行するよう小代重氏宛に施行状を発した(12)。遵行使小代重氏は、近隣領主(野原莊)である。

以上、頼尚の遵行行為をみた。遵行使に、守護代および近隣国人を充てるが、守護代自身が違乱に荷担した場合、他の被官を起用する。彼の遵行は、幕府による所領处分行為を実現するためのものであった。ところで、鎮西管領(色氏)による遵行命令は、当国関係は、何れも両使(一般)宛のみで(志賀文書八号、詫摩文書三卷一八号)、守護代宛は全く遺らず、肥前・筑後・豊後など諸国の場合と異なる。守護頼尚宛のものはもちろん遺らず、また当国遵行に当たり相互の関係を知る術もない。結局、遵行権からも、軍事指揮権と同様、当国経営において鎮西管領一色氏と守護頼尚とは直接関係はなく、独創的であつたとみられよう。

さて、先掲「表1」を一瞥して、安堵状や宛行状がないのに気付く。残存史料では、当時、当国内の安堵は中央幕府(尊氏・直義御判下文書)が成しており、頼尚は幕府から拳申を命ぜられるが(詫摩文書三卷一七号沙⁽⁷⁾奉書案)、独自の安堵権は有しない。鎮西管領一色氏による当国関係の安堵は、範氏のものは遺らない。直氏(子息)のものが僅か一通遺るが(詫摩四卷一号)、将軍尊⁽⁸⁾の袖判が据わり、あくまで將軍への「忠実な官僚」としての側面を象徴する。

〔表2〕

文書種別	年月日	受給者	対象		出典	備考
			預ヶ状	寄進状		
5・3・7	建武	司阿蘇大宮(准時)	肥後○上小田、上築地、桑原、	八代莊友知・小北地頭職	○芦北莊野津彥太郎・谷山	安永、小山田(8)
詫摩宗直		同	同	同莊法道寺村	五郎左衛門入道・北島弥	詫摩文書兵糧料所
		下矢部村			同次郎入道・同八郎次郎	
					同七郎等跡	
3・3・8	康永	田中太尉	八代莊三ヶ村郷(弥松村)	六ヶ莊上島義広・彦八跡	兵糧料所	阿蘇社造営料所
20	"	同莊布加良郷	八代莊丁4反・太田郷	"	"	阿蘇文書
7・20	"	瀬村田13丁1反	八代莊丁4反・太田郷	"	"	同上
3・9・12	"	相良定頼	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	所萩原城料	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	相良文書	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上
	"	島田氏所	八代莊丁5反・太田郷	"	"	同上

条氏^二一門所領になつた(同四号)。「三ヶ村郷」は、三箇郷ともいいう(杉本編五十四号)。同郷内八千把村等には、在地名主により新聞が生じたが(肥後小早号)、永仁徳政令の結果、甲佐社地頭北条宗頼に集積される(同五号・一)。ここに、当莊には北条氏所領ができる(この点、杉本氏等)。「法道寺村」は道前郷にあり(阿蘇家文書上)、やがて康永二年四月二八日、幕府は阿蘇惟時(杉本氏等)の同郷知行を安堵する(同一〇)。建武政権下、建武二年五月、名和義高は、当莊の高田郷志紀河内村を出雲大社に(千家家譜三)、地頭分鞍楠村を熊野那智山に寄進した(文和)。鞍楠村は、法道寺村と同様、道前郷に入る(阿蘇家文書上十二号)。義高は、伯耆守長年の子息。朝敵所領没収令で、北条氏所領(地頭)は闕所化され、後醍醐天皇から名和氏に新恩として宛行われたと考える。現地支配には代官内河義真が当たる。当莊内原田城は少弐頼尚勢力の一拠点として、相良祐長等と争奪の対象となつた(阿蘇家文書上一二三号等)。

芦北莊。八代莊の南隣で、古い事情は定かでないが、鎌倉末、当莊佐敷・久多良木浦は得宗領となつた(石井前掲論文参照)。朝敵所領没収令の結果、「元弘恩賞」として菊池武重の「料所」となる(阿蘇家文書上)。彼の死去(年未可知)で闕所化し、阿蘇惟澄の「闕所内指合所々」注文にみえる(同)。当莊には田河内関所があり、貞和二年(一三四六)ころ反武家勢力「芦北莊凶徒」の拠点として、南北争奪の戦場となつた(相良家文書一七号)。預ケ状にみえる野津・谷山・北嶋の諸氏も「凶徒」構成員となつたため、「跡」^二闕所化されたのである。

六箇莊。当國中部、古くは長講堂領だが(阿蘇家文書上)、いつしか甲佐社領に含まれる(同三五)。鎌倉期から、上嶋郷・石津村(上嶋氏・阿蘇家文書上六八号)・徳恒名(宇治氏・同五)には阿蘇大宮司一族が(小)地頭職を有し、小山村地頭職は菊池氏一族早岐氏である等(文書)、在地勢力が分割支配してゐた。末期、当莊(惣)地頭職は得宗領になる(石井前掲論文)。朝敵所領没収令で、惣地頭職は近隣宇土老岐守高俊の「料所」となつた(阿蘇家文書上)。

条氏^二一門所領になつた(同四号)。「三ヶ村郷」は、三箇郷ともいいう(杉本編五十四号)。同郷内八千把村等には、在地名主により新聞が生じたが(肥後小早号)、永仁徳政令の結果、甲佐社地頭北条宗頼に集積される(同五号・一)。ここに、当莊には北条氏所領ができる(この点、杉本氏等)。「法道寺村」は道前郷にあり(阿蘇家文書上)、やがて康永二年四月二八日、幕府は阿蘇惟時(杉本氏等)の同郷知行を安堵する(同一〇)。建武政権下、建武二年五月、名和義高は、当莊の高田郷志紀河内村を出雲大社に(千家家譜三)、地頭分鞍楠村を熊野那智山に寄進した(文和)。鞍楠村は、法道寺村と同様、道前郷に入る(阿蘇家文書上十二号)。義高は、伯耆守長年の子息。朝敵所領没収令で、北条氏所領(地頭)は闕所化され、後醍醐天皇から名和氏に新恩として宛行われたと考える。現地支配には代官内河義真が当たる。当莊内原田城は少弐頼尚勢力の一拠点として、相良祐長等と争奪の対象となつた(阿蘇家文書上一二三号等)。

芦北莊。八代莊の南隣で、古い事情は定かでないが、鎌倉末、当莊佐敷・久多良木浦は得宗領となつた(石井前掲論文参照)。朝敵所領没収令の結果、「元弘恩賞」として菊池武重の「料所」となる(阿蘇家文書上)。彼の死去(年未可知)で闕所化し、阿蘇惟澄の「闕所内指合所々」注文にみえる(同)。当莊には田河内関所があり、貞和二年(一三四六)ころ反武家勢力「芦北莊凶徒」の拠点として、南北争奪の戦場となつた(相良家文書一七号)。預ケ状にみえる野津・谷山・北嶋の諸氏も「凶徒」構成員となつたため、「跡」^二闕所化されたのである。

六箇莊。当國中部、古くは長講堂領だが(阿蘇家文書上)、いつしか甲佐社領に含まれる(同三五)。鎌倉期から、上嶋郷・石津村(上嶋氏・阿蘇家文書上六八号)・徳恒名(宇治氏・同五)には阿蘇大宮司一族が(小)地頭職を有し、小山村地頭職は菊池氏一族早岐氏である等(文書)、在地勢力が分割支配してゐた。末期、当莊(惣)地頭職は得宗領になる(石井前掲論文)。朝敵所領没収令で、惣地頭職は近隣宇土老岐守高俊の「料所」となつた(阿蘇家文書上)。

地頭の上嶋氏・早岐氏等は、いよいよ領主制を展開させ、惣領家から独立の度合を濃くする。預ケ状にみえる上嶋義広は鎌倉末に上嶋郷地頭である(同六八号)。惟澄は、義広の甥だが(杉本「中世の神社と社領」六九頁参照)、建武政権下、大宮司惣領家とは独自的行動をとり、上部権力から個別的に戦功認定(同七四号)・恩賞宛行(同八)を受ける。当時、惟澄も早岐氏も阿蘇惟澄の「一族」として南朝方であるため(同一)、守護頼尚により「跡」^二闕所化され、大宮司惟時誘引のため預け置かれた。

下矢部村。阿蘇諸谷(盆地)の内、最も南部、当時、惟時の根拠である。惟澄は惟澄に矢部山を「料所」として安堵した(同下二)。阿蘇大宮司家の軍事的拠点は、從来の北部南郷谷から、しだいにこの矢部に移る(杉本前掲論文六六頁)。

以上、預ケ状の対象地域は、何れも、当國中・南部、鎌倉後期、北条一門所領であった。朝敵所領没収令により、建武政権樹立に功あつた有力国人等に給与されたが、彼らの死去で闕所同然になり、戦場化する。またこの諸地域は、預ケ状以前から、実は受給者と何らか関係がある。さらに、芦北莊や六箇莊等は、惟澄預ケ状より少し下つて、正平二年九月、征西府宛の阿蘇惟澄「官軍等所望闕所地」注文(同下二)にみえ、これに対応する「闕所内指合所々」注文(同一)では惟澄らの要求は殆ど拒否されている(杉本前掲論文)。斯様に、当地域では在地領主相互間^一とりわけ一族間^一の所領争奪が集中され、諸権力は「闕所」化を常套手段に対応する。守護頼尚の預ケ状もその一環といえ、当地域が戦場化するのは当然である。一般に、将軍家が「預置」文言で給与する所領は、その直轄領といわれる(佐藤「室町幕府論」二四頁)。然し、右の地域は、完全な処分(宛行)は困難で、また少弐氏所領たる形跡は別に全くない。直轄領なる援用は当たらぬであろう。惟澄が、本拠でない当國で、自己の所領が矮小(後述)なため、占領地をそのまま闕所とみなして「兵糧料所」なる型で軍勢(国人)に預け置くもので、全く便宜的行為といえよ

う。当国で頼尚には、宛行状が全く遺らず、他の九州諸国に比べて預ヶ状が多いのは、実はこの事情を物語る。

[注]

(5) 「妙雲」には、当国関係で、他に(暦応三年)六月廿五日付の相良定頼宛書状

(相良家文書
一九一號)

が遺る。花押も同じである。また、宗像神社文書 康永三年五月三日沙弥定智・妙雲連署書状がある。この「妙雲」も、従来は正確な比定

がないが、花押から同一人といえる。因みに、同神社文書原本の極札(古筆家、零山印)に「太宰少式妙恵判形」とあり、竹内理三氏も「妙恵」と読まれている(大宰府史料中)。

妙恵とは、頼尚の父貞經の法名だが、彼は既に他界しており(建武三年二月、太宰府有智山合戰で敗死)、もちろん花押の型も異なる。

(6) 久我文書(六)、南北朝中期(親応元年、文和四年)の久我家所領目録等に山本荘がみえる。なお、杉本編『肥後國北部落園史料』当荘の項には、久我文書は全く収録がない。

(7) 宛先「大宰少式」はもちろん頼尚である。発給者「沙弥」を、従来の史料

集では鎮西管領一色範氏にあてるが、幕府安堵方頭人としたい。即ち、鎮西管領発給文書の書止は「仍執達如件」だが、本文書は「依仰執達如件」¹完全な奉書だから中央幕府機構の発給文書といえる。「沙弥」とは、具体的には二階堂行珍であろう(佐藤「室町幕府開創期の官制体系」、前掲「中世の法と文書」のためか本文書は挙げてない)。

(8) 「上築地」は大野別符に、「桑原」「安永」は六箇莊にある(託摩文書)

(9) 因みに、当時、他の諸権力による宛行状は遺る。先ず幕府(將軍尊氏)は、概して、当国北部諸地域の地頭職を他国人等に宛行つている(山本莊・田代莊・立花家成・大友氏泰・立花家盛・大友充利・五代九〇号、菊池郡・松浦郡)。鎮西管領は、全て、相良氏一族間の紛争に伴なう、南部、人吉莊など球磨郡内の闕所化→宛行である(具体例は川添『鎮西管領考』)。一方、南朝側、綸旨(後醍醐天皇)によるものは、主に国外諸地域の地頭職(豐後國・日田莊、薩摩國・福島以久生氏絶介有浦文書四〇号・日本歷史二四〇号)を勲功賞として阿蘇大

宮司一族(惟真、惟泰)に宛行つたものが多い(阿蘇家文書上一九三号)。征西府(高倉天皇)のものは、未だない。征西府は中央南朝から闕所地処分権を委任され、正平二年九月の惟澄「官軍等所望闕所地注文」(同上)が征西府に宛てられたよ

(C) 当国経営の基盤

これについて、既に川添昭二氏の成果がある(「鎌倉・南北朝時代における少式氏の所領」九州文化史研究所紀要一²号、「南北朝時代における少式氏の所領」九州史学二四号)。明確に実証された部分はそれに従って出典(守義代について(上)「九州史学」二四号)。明確に実証された部分はそれに従って出典の列挙は省略するが、改めて筆者なりに考証・整理しよう。

先ず物的基盤である。頼尚の所領については、直接史料が殆ど遺らず、「跡」³・闕所の型でみえる。彼が観応擾乱期には直冬党に属し、やがて少式氏本宗が滅亡するためである。恰かも北条氏・得宗領の場合に似る。川添氏の検出のように、当国内の頼尚所領は永吉莊と山鹿莊である。

永吉莊。人吉莊とともに球磨郡内で、動乱当初、「宰府御領」とみえ、彼にとり当国最大の所領である。平家没官領から「鎌倉殿御領」になる。預所職は、弘安年間には少式景資(父景資の弟)だったが、間もなく岩門合戦の結果、闕所化され、北条氏所領になる(この点、石井前掲論)。建武政権の朝敵所領没収令を経て、幕府から頼尚に給与される。少式氏により、実は本主権回復ともいえよう。当莊内に頼尚の軍事拠点山田城が築營され、南北両軍の争奪戦が展開する(先述)。観応擾乱後、幕府側(尊氏)により、「頼尚跡」⁴・闕所化されて定頼など相良氏一族に配分される(相良家文書一一四〇号・一四五号)。以後、少式氏と当莊との関係は消える。

山鹿莊。当国北部に存し、醍醐寺領。建武年間、当莊地頭職は幕府から新恩として頼尚に給与されたのである。観応三年四月、幕府側は、山鹿莊(少式)内築後守地頭職等を勲功賞として薩摩の樺山資久(島津氏)に宛行った。永吉莊の場合と同じ事情といえる。

うに、国人層も右の事実を承知し始める。然し、右注文の要求は殆ど拒否された(同二号)。在地勢力の存在で、特に新米の外来系権力にとり、闕所地宛行は実現困難であった。以上、諸権力の宛行は地域的に類型化できそうだが、やはり阿蘇氏(社)領の闕所化→他氏への処分の例はみえない。

何れも、建武政権を経て、成立当初の室町幕府から新恩として給与され、観応擾乱の結果、闕所化され、当国守護職（後述）とともに少弐氏の手から離れる。この間、頼尚が、当地域を宛行など一般国人に処分した徴証は遺らない。彼の当国での物的基盤は脆弱であった。

つぎに人的基盤。守護代は饗庭宣兼である。少弐氏被官で、当時、他の頼尚管国筑前の守護代である。肥後国守護代としての活動は、建武四年（一三三七）二月と貞和二年（一三四七）一〇月にみえ、守護頼尚命令下で軍事指揮・遵行に関与する。軍事指揮として、先述の通り、菊池氏・相良氏など反武家勢力の対策に当たる。遵行の面は、頼尚書下の受命者である。人吉荘の項で提示したが、建武五年八月、「守護代」宛の遵行命令の頼尚書下（相良家文書）を受けた、「妙雲」施行状が遺る（同八）。

「妙雲」＝「守護代」＝饗庭宣兼で、宣兼の発給文書と花押を、新たに比定できた。当国に対する彼は、守護頼尚以外、他の政治権力との関係は全くみえない。例えば鎮西管領一色氏による遵行書下の受命者に、他の九州諸国では「守護代」の場合があるが、当国ではその例はない（何れも使節団）。当國經營について、宣兼の守護被官たる側面、守護と鎮西管領とが相互に「対等」的意識（抵抗的）が強いことを窺える。

守護代の他、「大將」筑後經尚がいる。頼尚の甥で、一三四〇年代前半、相良氏対策のため、頼尚の下で軍事指揮に当たる。施行状（一通・同九四号）・軍勢催促書下（二通・同一〇〇号）・証判（六通・同九五号・九六号・九九号）が現存する。特に、暦応三年八月六日付の施行状は、「御奉書之旨」に任せて相良経頼・祐長誅伐を命じた軍勢催促（相良景宗宛）だが、「御奉書」とは現存の同年六月十九日付の頼尚書下（八号）に該当する。彼も、頼尚以外、他の上級権力との関係は全くみえない。これら代官（大將・守護代）の実態からも、当國支配上、守護（頼）と鎮西管領（一色）とは互いに独自的色彩が強かつた。

(D) 観応擾乱と守護職解任

幕府中央政局における二頭政治対立の影響は、直義の猶子直冬の西下で、九州にも齋らされる。貞和五年（一三四九）九月、直冬の当国河尻上陸、及び前年の征西將懷良親王の宇土（河尻の南隣）上陸～菊池入り（直冬・懷良はここに始まる）で、当國の政治的関係は三者鼎立となつた。

直冬は、直冬の入国当初、あくまで幕府制度下の守護としての立場を守つたが、やがて観応元年末には直冬党になり、ついに守護職を解任される（後に詳述）。

さて、ここで、三者＝政治権力と当國々人との動向をみよう。

先ず直冬（佐殿衛佐）は、入国以来、諸種の文書發給で、国人層の誘引に努めた。「自京都依有被仰之旨、所令下向也」等（志岐文書一號、阿蘇家文書二號、阿蘇四四頁）と自己の行動の幕府制度下での正統性を述べた軍勢催促を発し、闕所地や国外（九州）所領を宛行い、「但本主參御方者、可宛下替」なる条件を付し（詔磨文書九卷九号、小代文書二八号、深江文書五四号）、河尻氏・詔磨氏・阿蘇氏・相良氏など有力国人を把握する。

河尻氏。中部の河尻莊（地頭）を本拠とした有力国人、鎌倉期は押領使（石清水文書二四三五文書）、名刹大慈寺（曹洞）の開基となる。当時は幸俊、彼は「肥後權守」（自称「肥後守」阿蘇家文書上一二七号、高城寺文書六八号）であり、隣の甲佐社領守富莊への押妨など領主制展開に努め、さらに守護職を所望している（阿蘇家文書下一三〇号）。彼は、本拠河尻莊で直冬を最初に迎え、直冬の所願成就のため阿蘇社に願文をなした（同上一）。こうした中に、彼は、觀応二年（一三五二）、直冬の正式な九州探題期間（尊氏・直義の一）に肥前國守護に補任される。これは、將軍からも正統性が承認され、実効性もあった（肥前國一の項参照）。

詔磨氏。先述の通り、大友氏の有力庶家で、当國神藏莊を根拠に領主制を開拓し、惣領家から独立化の傾向が濃厚であった。当時、宗直で、

彼は「料所」宛行いなどで一族被官化の兆候をみせる(説摩文書四)。入国間もない直冬から、隣国筑後守護職に補任され、同國三潴荘・肥後国山本荘・肥前国山田荘等の地頭職を宛行された。筑後国人の軍事指揮権を委任され、また九州内(筑後國)・外(出雲國諫訪郡氏に対する例)諸家文書纂(所収三刀屋文書)を問わず、九州内の戦場で活躍した直冬方国人の戦功を認定(証判)している。当国での直冬文書は、彼宛が最も多い。

阿蘇氏。惟澄は一貫して南朝方だが、惣領大宮司惟時の方はなお独自的行動をとつて去就定かでない。直冬の入国後も在九州期間の惟時の動向は、つぎのように、極めて複雑である。①一三四九年九月、直冬方(阿蘇家文書下)。直冬の入国直後で、直冬・河尻幸俊の軍勢催促・願文による誘引策(同上四頁二七〇号)の成功である。②一〇月、南朝方(同下二)。南朝方は、感状とともに所領(本領新恩)安堵をなし、年来の懸案=惟時誘引の実現といえよう。③翌五〇年六七月、幕府方(同上四)。④の時期は間もなく崩れ、幕府側(將軍尊氏)による感状、社領安堵(阿蘇家文書下)がなされた(同上四九頁)。この社領安堵(御教書)は、惟時自らの「當社領等安堵御下文」の申請に始まり、大友氏泰による幕府への執進(公方)を経てなされた(同上四九頁)。当國守護はなお頼尚の筈だが、直冬方のため、隣国(豊後守)護氏泰が代わって「吹舉」したと考える。④一〇月、翌五一年二月、南朝方(同上七)。微妙な時期で、正平五年(一三五〇)一月八日付の懷良親王令旨は阿蘇四箇社領及び新恩地(元弘以来)の地頭職を「任先朝(後醍醐天皇)勅裁之旨」せて安堵(同上四)。翌年二月一八日、惟時は孫惟村を嫡子として同上所領等を譲った(同上七)。この譲状に、「相副綸旨 令旨代々之証文」とみえ、年号「正平」(六)の使用から、當時、明らかに南朝方である。

⑤二月、三月、直冬方。直義感状等が遺るが(同上一四五号)、このころ、中央では尊氏・直義が和睦する。斯様に、僅かな期間に、惟時は極めて転変している。自己で、三者鼎立の政情勢を適当に利用した。特に多

くの宛行状を遺す直冬にも、他の諸権力と同様、阿蘇社(及び阿蘇氏)所領について國所化他氏への処分(移動)の例はみえない。

相良氏。動乱当初以来の一族分裂の趨勢は、当時まで続く。定頼・定長等は相變わらず幕府方(將軍尊氏)で(相良家文書一四〇号)、首ての「球磨郡凶徒」の中核相良氏惣領経頼や同郡久米郷の三池親元(同上四号)・橋道公等は終始「直冬与同」として反幕府的行動をとる。

以上、直冬は、いわば当國の「第三勢力」たる有力国人の把握に努めた。他の九州諸国でも、日向・大隅では直冬・国大将・守護畠山直顕による一宮正八幡宮・在庁郡司=有力国人層の掌握、肥前では守護河尻幸俊の実現と有効性、筑後では多く国人層が安堵申状を直冬に提出した事実(これに対する直冬の裏書安堵)、筑前安楽寺天満宮の支持等、佐殿(直冬)方が優勢である。

一方、この期間、中央幕府(將軍尊氏)は、大宮司惟時誘引に発した、僅かな軍勢催促状(阿蘇家文書下)、感状(同上四九頁)・安堵状(同上四九頁)が遺るに過ぎない。また、鎮西管領一色氏は、ますます幕府の「忠実な官僚」としての色彩を濃くする。当國関係では、僅かの宛行状(佐田家文書二六号)・感状(相良家文書一六一)しか遺さない。一族分裂(相良氏・詫氏の例)の利用、特に庶子層の把握を試みている。直冬の場合と対照的である。

さらに、南朝方(後村上天皇・懷良親王)は阿蘇氏誘引に努める。惣領大宮司惟時が、去就「自由」であったのに対し(先述)、惟澄は、南朝方、直冬方の双方から誘引され、常に前者に立つた(幕府方との關係は、全くなかった)。直冬の入国直後、惟澄は日向國の吏務職(阿蘇家文書・高知尾荘三田井郷地頭職(同上二)を獲得、同國で権益を得た。高知尾荘は、九州山脈を挿み、阿蘇盆地の東隣である。彼は、舍弟惟雄や一族坂梨惟教を「代官」として、同莊軍勢の把握に成功し(同上二)、北肥後菊池方面で南朝方として活動する(同上二)菊池氏では、「肥後守」武光の活動がしだいに顯著になる(後に詳述)。

要するに、当時、守護頼尚や有力国人を把握して、当国でも直冬方が優勢であった。

ところが、中央での觀応二年一〇月の正平一統、翌年二月の直義の死去で、直冬の政治的活動は大きな変化（制約）を齎す。その影響は、直冬^{〔幕府〕}文書の激減、翌正平七年二月廿八日付の「直冬党類退治事、綸旨并御教書等如此」とある鎮西管領一色範氏の軍勢催促施行状（相良家文書一六二号）等、当国でも観面に表われる。さらに、同年四月から、幕府方（將尊氏・管領一色氏）による宛行状の盛んな発給、殆ど少式頼尚を始め直冬与党の闕所地が対象である。現存では、一色範氏が相良氏一族に宛行ったものが多い。それらは、宛行々為が一段落したところで作成された「相良遠江守定頼同庶^{〔子孫〕}等為一色殿御配分令拝領所領等注文」（相良家文書一〇〇号）にまとめられ、対象として球磨郡永吉莊^{〔少式頼〕}・同郡久米郷四方^{〔三池親〕}・同東方橋道等がみえる。詫磨氏でも、同様な例がみられる。当国八王子莊内田地「詫磨助^{〔次郎跡〕}」地頭職等は、觀応二年三月一二日（卷一六号）及び文和二年三月二〇日（同二号）の一色範氏書下で、一族詫磨宗顯に宛行された。ここに、当国でも直冬方勢力は衰退し、ついに文和元年（觀応）三月、直冬も九州を離れた。

さて、少式頼尚の当国守護職解任の時期である。私見では、觀応三年四月には確実に解任されていると考へる。即ち、同月二五日、鎮西管領一色範氏は当国山鹿莊地頭職を「筑後守頼尚跡」（頼尚は、貞和四年八月一日の除目で「筑後守」）として薩摩の樺山資久（島津氏）に宛行った（樺山文書）。これは、当国内頼尚所領の闕所化の初見で、軍^{〔将〕}尊氏の袖判が据わるから、中央幕府側も正式に承認したといえる。^{〔山鹿〕}翻つて頼尚は、直冬の入国後、觀応元年四月ころには、逸早く直冬方となつた河尻幸俊・詫磨宗直を誅伐すべき旨、管國守護代・国人に命ずる（相良家文書二号）等、当初はあくまで幕府方守護としての立場を保つてゐる。ところが同年七月一九日、阿蘇四箇社領安堵に関する大宮司惟時宛の足利尊氏御教書（阿蘇家文書下）は隣国守護大友氏泰

の「吹舉」に基いており（五一〇、先述）、一〇月二日、同人宛の尊氏御教書に「太宰筑後守^{〔天〕}〔少式〕頼尚事、依令与同令直冬返逆、^{〔反〕}爰不属彼凶徒、參御方之由、^{〔略〕中}尤以神妙」（同一四）等とあり、このころ幕府は頼尚に当国守護としての期待はない。また頼尚も、同年一月ころには直冬を「公方」と称したりする（同一九）。この過程により、彼は、幕府から所領とともに守護職を剥奪された。^{〔略〕中}また、爾後、守護代饗庭氏の活動も管見に入らず、少式氏と当国の関係は消える。さらに、一三五〇年代、暫らく当国の正式守護（幕府方）はみえない。

〔注〕

(10) この所領注文は、記載内容に該当する数通の「一色殿御配分」状（行書下）が現存のため信憑性はあるが、年月日欠のため年代推定が必要である。該當する範氏宛行書下で年代的に最下限は、文和四年四月五日付のもので（相良家文書一五六号）、また定頼が「遠江守」になるのは、下つて延文二年（一二五七）十二月十八日付の後光嚴天皇口宣案である（同一六）から、これより遠くない時期に作成されたといえる。

(11) 特に觀応擾乱後、「一色範氏・直氏の宛行」（相良家文書一五一四〇号）・安堵（詫磨文書四卷）の書下には、尊氏の花押が据わるものが多い。鎮西管領一色氏の将軍に対する「忠実な官僚」としての性格は、當時、いよいよ濃厚になる。対象が闕所地のため本主など在地勢力との対応も迫まられ、ことさらに将軍の権力・権威を必要とした。

(12) 他の九州諸国でも、觀応二三年、從來の頼尚所領は幕府方から闕所化され、守護としての徵証も激減する。觀応擾乱後、彼の動向は極めて微妙で、再検討を要する。本拠たる筑前国守護職等も、一旦、改易されたと考えられ。さらに、觀応三年六月八日「上總國一宮庄高根郷内少式入道跡」は安田氏義に（玄谷）文和四年八月四日「近江國馬淵庄北方地頭職筑後守^{〔頼尚跡〕}」は佐々木道晉（高木）に（佐々木）・足利尊氏袖判下文で宛行された。これまで頼尚が九州外にも所領を有し、觀応擾乱直後、同様にそれが中央幕府に闕所化されたことがわかる。念のため、紹介する。

(13) 正平廿四年十一月日 阿蘇惟武(か)申状(写)に「為鑿庭修理進入道々哲奉

行」とみえ(「六八九頁」)、事実、当時の征西将軍宮(殿良親王)令旨の奉者として

「沙弥道哲」の署名がある(例、東妙寺文書「一四一」)。互に同一人物と考える。

「道哲」は、やはり少弐氏被官の一族で、観応期には直冬機構の奉行人的存

在である(諸家文書纂四所)。当時、一二三〇年代、少弐頼澄(子息)は、年号

「正平」の使用、征西府を頂点とした一連の下達文書(遵行命令)発給に関

与する等、南朝方豈前国守護としての徴証が明らかである(参考拙稿「筑後國の五

〇号三」)。(當時、少弐氏内部には頼尚への惣領權をめぐり、ここに、頼澄ら少弐氏一族

と被官鑿庭氏は、武光ら菊池氏とともに、九州在地勢力として征西府(→南

朝方)隆盛の一翼を荷う。

四 大友氏時→阿蘇惟澄・惟村

(A) 大友氏時

觀應擾乱(直冬の九州脱出後)、当国では南北公武の対立が露わになる。征西府—菊池武光ライインが強化され、曾ての「球磨郡凶徒」等が南朝方に編成され(相良家文書「一四七」)、北朝—武家方は、鎮西管領一色氏も間もなく九州脱出し(文和四五)、しだいに前者に圧倒される。

さて、頼尚の後、暫く当国守護職はみえなかつたが、延文四年(一二三五九)八月、幕府は大友氏時を当職に補任する。彼は、先の当国守護氏泰の弟で、当時、本拠豊後国の守護である。当国守護としての徴証は、つぎの通り。

① 延文四年八月廿四日 足利義詮(御)判御教書(肥後国守護職事、所補

任也)→大友刑部(氏時)大輔(立花家藏大友文書大)

ここに、久し振りに当國の正式守護(幕府方)が出現した。

② 同年九月二日 将軍家執事(清川)施行状(去四月廿日御下文)に任せて、当國詫磨近見左近將監跡田地六五町を詫磨宗秀に沙汰し付く

べし)→同(詫磨彦九郎氏所藏文書)

(3) 同日 同人施行状(去四月廿日御下文)に任せて、当國八王子

莊内田地五町(詫磨助)を詫磨宗顯跡に沙汰し付くべし)(※は關所の)→同

(詫磨文書四)(卷二七号)

②③何れも、遵行命令で、「去四月廿日御下文」とは(將義詮宛行下文を指し(併し現、詫磨氏一族所領に対する闕所化→再給与といえよう。阿蘇氏・相良氏と同様、詫磨氏も内部で所領相論が展開している。

④ 同年十月廿三日 足利義詮(御)判御感御教書(鎮西凶徒退治)のため、当国に発向した氏時同道の「一族并肥後・豊後両国地頭御家人等軍功」に対する感狀)→同(立花家藏大友文書大)

⑤ 同年十一月十日 同人(親王)判御施行状(「縕旨」に任せ、「太宰筑後前司頼尚相共」に「鎮西宮并菊池武光以下凶徒」を追討すべし)→同

(五六号)(同、同三)

「縕旨」とは、該当するのが『園太曆』三十の一月七日条にみえ、北朝のものである。この年八月、筑後大保原合戦(少弐頼尚軍と菊池々數ヶ度致軍忠之由、大友刑部大輔所注申也)→阿蘇大宮司(稚村)(阿蘇家文書上)

⑥ 同六年二月廿二日 同人(御)感御教書(鎮西凶徒退治事、於所

々(七号)

④⑤⑥(とりわけ⑥の傍線に注意)から、氏時は、当國の軍事指揮権(軍勢催促、戰功注進)を委任される。

以上、氏時は、幕府から当國守護として遵行権・軍事指揮権を付与されている。

彼により、当國支配の基盤(前提)は何か。貞治三年(一二三六四)二月、氏時当知行所領所職注進状に「肥後国限牟田庄預所職付、原・森崎、同國

光永・吉納新開、同國下須嶋、同國合志庄、肥後国千田庄付_{永富重名}、肥後国山本庄、同國健軍社領」がみえる（立花家藏大友文書八「五号」）。このうち千田莊・山本莊・健軍社領は、先に建武三年三月一七日、足利尊氏下文で勲功賞として氏泰に宛行われて（同、同五）から大友氏所領となる。限牟田莊も、建武年間に同莊地頭方半分を大友正全（氏泰の子）が「持領」し（志賀文書、「五六年号」）、（同、同六）から大友氏所領となる。同様に、（同、同七）九月廿二日付の義詮判下文は、氏時に対して、「國々散在所領等」について「任兄氏泰去貞和四年八月十八日讓状、可領掌」と安堵した（立花家藏大友文書、「大友史料七」「六九号」）。この下文には、当國も含まれ、具体的列挙はないが、右の所領（新恩）等を指そう。加えて、観応擾乱直後、文和二年十二月廿五日付の尊氏判下文で、氏時は「限牟田庄東方武藤豊前等地頭職」を宛行された（同、同二）。当莊地頭職は、これまで大友・少式（藤原氏）に折半されていた。ここに、少式氏一族所領の闕所化に伴ない、当莊一円の地頭職は守護氏時に集中し、右の貞治三年二月の氏時所領注進状にみる（当時の諸例から）。

人的基盤は、直接にはわからない。

以上、氏時は、補任状の存在、また新恩の国内所領を基盤に、幕府から当國守護としての権限を付与された。ところが、この期間、彼の守護としての発給文書は遺らない。全くの偶然とはいえない。後述するが、当時の当國は、征西府の菊池在所、「肥後守」菊池武光の実質的支配等、九州における宮方勢力の拠点に化した。因みに、少し遅れて貞治年間に氏時と氏継が隣の筑後国守護に補任されたが、この場合も発給文書が全く遺らない（筑後國）。両国とも、彼により、殊更に幕府側の正式な守護職補任状が遺るにしろ、実質的支配は極めて困難であった。そもそも幕府が大友氏を当國など本拠（肥後國）以外の守護職に起用したのは、観応擾乱後、少式氏所領の闕所化とその大友氏への宛行状がかなり遺るようになり、九州守護家を政治的に懷柔・対立させる意義もあるう。

[注]

(1) さらに、当國守護職補任の二ヵ月後、延文四年十二月十五日付の義詮判下文で氏時は「菊池武光・同兄弟一族等跡半分」を勲功賞として宛行された（立花家藏大友文書、「大友史料七」「三五七号」）。これは、筑後大保原合戦の直後で、寧ろ宮方勢力が優越した当時の在地情勢から、直ぐに実現したとは考えられず、事実、貞治三年一月の氏時当知行所領所職注進状にもみえない（下つて、永徳三年七月十八日付の「大友親世当知行所領所職注進文」にはみえる。同、同三五一号）。

(B) 阿蘇惟澄

延文六年（一三六一）二月廿二日付の足利義詮判御教書で、阿蘇惟澄が当國守護職に補任された（阿蘇家文書上、「一六〇号」）。実は、これは大友氏時の推舉によるもので、つぎの史料（立花家藏大友文書、「大友史料七」「三六九号」）は興味深い。

肥後国守護職事、依舉申、被補阿蘇筑後守惟澄訖、於替者、闕國出来之時、可宛行也、若惟澄不參御方、現不忠者、如元可令管領之状如件、

延文六年二月廿二日

（足利義詮
（花押）

大友刑部大輔殿

氏時は、先述の通り、二年前に守護職に補任されたばかりだが、特に当國は南朝方優勢で（後述）、しかも本拠以外のため、当國支配は実現しない。

惟澄の方は、大宮司家の庶子で、動乱当初以来、一貫して南朝方に立つ。從来、彼は「大宮司職」を（ときには自称しつつ）所望したが、当職はあくまで惟時にあり、南北朝両政権もこれを承認していた。惟時は、正平六年（一三五二）二月一八日、惟村に「肥後国鎮守一宮阿蘇同健軍・甲佐・郡浦已上四ヶ社領并矢部・砥用・津守保、筑前国下座郡惣領分、豊後国大佐井郷地頭職」を譲与し（阿蘇家文書下、「一七五頁」）、間もなく死去した（同上、「五二号」）。一方、征西府（王令旨）は、惟澄に対しても、同一

案に「惟時他界以後」云々とある）。

六年一月三日、「惟時跡」として「阿蘇社務職并神領等」を安堵し（同下七頁。数日後、これに対する「肥後守」五月二十五日、再安堵した（同上））。他史料から「武光」「見狀がある（同上）」。大宮司職等といえ（八頁等が例）爾後、宮方側からであれ、自他ともに惟澄が「大宮司」と称され阿蘇氏の中核となつた。惟澄にはまた、守護職所望（同九頁）等、惟時と同様、領国制・権力志向性がある。「肥後守」菊池武光（後述）とともに、当國での南朝・宮方二大勢力として、その傾向は強化された。

ここに、守護大友氏時は、惟澄を守護となすべく、寧ろ自ら幕府に推挙①した。惟澄への当職補任は、右のような強靱な宮方所在地勢力の存在により当國支配の困難を知つた幕府方—外来系守護が、その勢力分裂のためにとつた、止揚的なものといえよう。高度な政策で、⑥⑦のようにより将軍—氏時方に当職処分権を留保したのは重要である。

こうして幕府から正式な守護に補任された惟澄だが、その後の動向はどうか。実は、相変わらず南朝方の立場を続ける。それは、正平一六年六月、遵行要請の惟澄申状（案、同上）に如実に表われる。即ち、南朝年号「正平」の使用、宛先は征西府で、さらに文中に「守護人」とみえ、當時、当國守護は惟澄以外にいることを示す。後に詳述するが、當時、遵行命令を始め当國經營は征西府（菊池在所）菊池武光（国守・守護兼帶）で確実になされ、右の申状にみえる「守護人」とは武光を指す。惟澄の場合も守護たる実質的意義は極めて弱く、彼自身、恐らくその無効性を認識したろう。ために、彼は、自己の北朝方守護としての立場を否定して、敢えて南朝方「守護人」武光をこう呼ぶ。惟澄による公的文書は遺らない。彼は、相変わらず南朝方、即ち幕府に対してはまさに⑥なる状況であった。

(C) 阿蘇 惟村

貞治元年（一二六二）十月十七日付の義詮判御教書で、阿蘇大宮司（惟

村）が当國守護職に補任された（阿蘇家文書上）。惟村は惟澄の嫡子で、惟澄の当職補任の翌年である。この際、同時に、惟澄の場合（先掲）と同旨の義詮御教書が、大友氏時宛に出された（立花家藏大友文書大。即ち、当職は、「惟澄不參御方、現不忠」（先掲⑤）の結果、一旦、形式的には氏時の手に戻つたが（◎）、彼自身もそれを望まないため、惟村が補任されたと解される。

この事情は、ここに至る政治過程をみれば、明らかである。前年、惟澄を当職補任の後も、幕府方（軍義詮（阿蘇家文書上）—管領斯波氏経）と（同下五六一五八頁）は惟村の方を「大宮司」と称した。また、菊池武光など「鎮西凶徒」対策に当たり（主要戦場は（豊後方面））、幕府方は諸内容の文書を「書状」形式で惟村宛に出す。特に、氏時は、康安二年（貞治元）二月二十五日、惟村宛に、軍勢催促状（同上）と同時に、去状を発する。去状には、「肥後国守護職事、雖拝領候、舉達京都候畢、仍去申候、可令致軍忠給候」とか（同上）、「當國菊池肥後守武光・同庶子等跡并森富莊（同上）」および豈後國日田出羽次郎・同庶子等（今度降参跡・同國井田・大佐井両郷（同上））を「去申」なので「可令致軍忠給候、其子細可注進京都候」とある。何れも、氏時の注進（史料②に対応）で「京都」は幕府から承認される。特に守護職・公職が、大友氏の去状・私文書で処分されるのは、当職処分権が実質的には在地守護にも留保されると考えられ、注目できる。これら去状は何れも「軍忠」・戦功要請の条件を含み、同時に軍勢催促状が発せられており、極めて政治的に特殊な意味をもつ。こういう経過を前提に、惟村は当國守護職に補任された。①の状況であれ、氏時にとり（◎）の必要は全くなく、寧ろ惟村を幕府に推挙する（◎）程である。（阿蘇氏の守護職補任の旨が、阿蘇家文書とともに大友文書に遺るのは、阿蘇氏補任が事実で、大友氏は自己の当職を否定したこと）を物語る）

爾後、一二六〇年代、惟村は、「大宮司」と認識され、幕府から当國守護として、軍事指揮権を要請される（例、同上）。然し彼も惟澄と同様、

当国関係の発給文書を遺さず、経営の実態は確かにできない。鑑るに、阿蘇氏が当職に補任されながら権限発動の徵証がみえないのは、一つには宮方権力（征西府一国司家菊池氏）優勢という外的要因、一つには「大宮司職」相論（分裂）という内的要因に由ろう。

以上、一三五〇年代末～六〇年代、幕府方の当国守護は、大友氏時→阿蘇惟澄・惟村と転変した。守護職＝公職が在地守護（大友氏）の私的行為で処分されるのは幕府制度上注目すべきで、何れも、実際の権限発動は不明である。また、惟澄は、当職在任當時、相変わらず南朝年号を使い、南朝方「守護人」宛に遵行等の申請を提出する。要するに、当時、特に当国では、南朝方勢力の優勢のため、幕府方守護職の実効性はなかつた。

[注]

(2) 当時、「大宮司職」は南北で並立した。正平一九年（一三六四）七月一日、惟澄は惟村（阿蘇家文書下）と別当丸（同二七）宛に譲状を作成した（叶之間不依及判形、所手印也」とある）。惟村には、嫡子として「肥後国阿蘇・健軍・甲佐・郡浦（已上四箇社領並矢部山・砥用両山、津守保、豊後國大佐井郷半分、筑前國下座郡領分地頭職」で、曾て同六年二月一八日の惟時譲状（惟村宛、同二七）と概ね同一対象である。特に傍線部分は、本文説明「四箇社領本家・領家・地頭兼大宮司職」に当たり、「社務職」の内容である。本家・領家両職ともに大宮司の手にあり、建武政権の官社解放令の結果が生きている。ここに、「大宮司職」「社務職」は、実質的に惟時→惟澄→惟村と相伝された。惟澄は、また庶子別当丸には「肥後國阿蘇社領南郷村々并北郷上竹原（当時庵室津并尼知行分）」と譲り、豊後國大佐井郷四分一地頭職を譲りし、「但可隨惣領惟村之所勘」なる条件を付す。從来、南・北に分裂した「大宮司職」（社務職）が、右の惟村への譲りで、一元化された。

ところが、征西府（懷良）は、間もなく同年一〇月一九日に惟武の「惟澄遺跡相続」を承認し（同二一）、翌年三月二八日には彼を「大宮司職」に補任した（同二七）。彼は、惟澄子息で、惟村の弟である。曾て、惟澄の「代官」を

勤めてもいる（同下）。先に惟澄が惟村等に譲状を成したころは、惟武は不孝らしく、譲与を暫らく見合わされた（同）。ここに、惟澄の帰参が承認される。一方、貞治六年（一三六七）十月廿五日付の「將義證御教書」は、大富司（惟村）に「社職神領等」（大宮司職・社務職）を安堵した（同上）。こうして、再び大富司職は分裂した。以降、幕府方はあくまで惟村を正式な大富司として（また当国守護として）、南朝方（征西府一国）は惟武を「大富司」として待遇する。

[五] 菊池 武光

一三五〇年代末～六〇年代の当国は、前章で“守護職の転変”をみたように北朝＝武家政権側は振るわず、南朝方権力が優越した。

征西府は、正平一六年（一三六一）六月、菊池から大宰府に移り、隆盛朝を迎える。当時、征西府による当国関係文書は、「肥後守」菊池武光宛の遵行命令、大宮司惟澄・惟武に対する所領安堵・祈禱依頼など、統治権的側面のみである。軍勢催促状など軍事指揮関係が全く遺らない。この傾向は、九州全般であり、一応、征西府支配の確立・安定を示す。

菊池武光が、当時、当国々守・守護兼帶で活動している。彼は、元來、当国益城郡豊田莊の出で、菊池氏惣領家ではない。一三四〇年後半から、「肥後守」を自称（阿蘇家文書下）・他称（同二二）し、懷良親王の使者となり（同二三）、軍勢催促（同二四）や訴訟（同二三）等に関与し始めた。観応擾乱（同二三）諸合戦を経て、しだいに勢力を得る。

さて、武光の当国に対する権限はどうか。①上部権力発給文書の受命者、②自己による文書発給との両面がある。

①について。上部権力による武光宛公文書を蒐集すると、つぎの点に気付く。正平一三年八月～二四年一一月に八通（阿蘇家文書下、二三頁、四六頁、深江家文書九〇

号一(九)ほど遣り、発給者上部権力は全て征西府(倭良親)である。武家方のものは勿論、綸旨など中央南朝政権による文書も遺らない。当時、九州全般の傾向で、南朝方による九州支配は、曾て全権を委任された征西府(令旨)で完結することの一端を示す。さらにいえば、守護補任権も既に征西府にあり(後征西浮宮良成親王令旨による相良前瀬の肥前國守護補)、内容が全て遵行命令である点で他人宛の場合と異なる。受命者としての武光は全て「菊池肥後守」宛と表現されるが、当時、遵行権は武家政権側では守護の基本的公権で、しかもも当国人が彼を「守護」と称して遵行申請を成しており(後述)、彼は守護の立場(国司ではなく)といえる。

(B) 彼自身による文書は、正平元年七月(一九九七年七月に亘り、「表1」)のよう整理した。もちろん彼の当國支配は国司・守護の両面あるが、この点、個々考察の過程で検討しよう。

先ず、軍勢催促状など軍事指揮関係の文書がみえない。合戦など政治過程を通じ、しだいに征西府(菊池守大等)→武光による宮方支配の優越を示し、偶然とはいえない。

施行状は、征西府(令旨)の遵行命令(沙汰付)を「守護代」や遵行使宛に施行したもので、彼による発給文書の中核である。ここからも、彼には、征西府が最高権力で、その命令下達下に守護的立場といえる。遵行の対象地は論所は、守富荘、郡浦・小河である。

守富荘について。

惠良筑後守惟澄申兵糧料所肥後國守富荘半分地頭職事、如去月十三日重御教書者、河尻七郎代官不避退云々、早任被定置之法、嚴密可被沙汰居下地於惟澄云々、任被仰下之旨、^④塙田越中介相共、莅彼所、遂其節、載起請之詞、可被注申之状如件、

証 判	注 (請文)	施 行 状	加 冠 狀	寄 進 狀	書 舉 狀	〔表1〕
1	1	1	8	2	1	7

正平十三年九月十七日
武光(花押)
守護代

これは、現存する武光施行状の初見である。⁽²⁾傍線(6)に該当の、「菊池肥後守」(武光)宛の令旨が現存する(阿蘇家文書下)。当國での遵行は令旨→武光施行状→守護代・遵行使なる手続をとり、武光は守護の立場といえる。⁽³⁾の実名は菊池武貫、⁽⁴⁾は武宗(武宗も、菊池氏庶流で早岐を称し、詫摩文書)である(阿蘇家文書下)。彼は、守護代・遵行使に一族を起用している。

さて、当時、⁽⁵⁾のように阿蘇惟澄(大宮)と河尻七郎との間に相論が展開している。当莊は、鎌倉後期に北条氏所領だったが(先述、⁽⁶⁾参照)、建武政権(源義朝所領)に闕所化され、間もなく足利尊氏から新たに河尻広覚に給与された(同上一三七)。河尻氏は近隣河尻莊を本拠とした有力在地領主で、觀応擾乱期、「肥後權守」幸俊は直冬方に立ち、隣國肥前守護に任せられた(先述)。広覚は幸俊の子息で、七郎は広覚子息である(同上五)。

興国二年(一三四一)六月一八日、惟澄宛の令旨は、当莊地頭職を勲功賞として「当手之軍勢」に分与するよう命じた(同上五)。河尻氏は、先に当莊は「朝敵(尊氏)所宛行」(同上一、⁽⁷⁾同上五、⁽⁸⁾同上五)で、以後も武家方として行動したため、ここに、南朝方から「闕所」化されたのであろう。二年後、四年四月一七日の令旨で、当職は兵糧料所として改めて惟澄に宛行われ、「静謐之後、以他所可被立替」と条件を付される(同上五)。この条件は、河尻氏など旧来の在地勢力により、惟澄の当知行が始めから困難な実情を裏付けよう。觀応擾乱後、河尻広覚・七郎父子が宮方に復帰(参)し、事情が複雑化した。正平一年六月の惟澄申状(同上二)は、興味深い。当時、この申状にもいうように、「降參半分之法」は通例化している。ここで苦しい惟澄は、北条氏^{II}「朝敵」^{II}足利氏なる論理で、先の尊氏による宛行々為を無効にして、河尻氏の当莊に対する権利の全面的否定(勿論也)を、南朝方^{II}征西府に要請した。然し、征西府としては、

新給者惟澄の要請を押し切り、「降參半分之法」を発動し、当莊「半分地頭職」（先掲「武光」②に対応）を河尻七郎に去り渡している。ところが、恐らく河尻氏の一円知行への運動で、惟澄は改めて征西府に遵行令旨を要求した。河尻氏の行動は、反宮方であれ、宮方への復帰であれ、一貫した「本主」の主張といえる。ために、惟澄の当知行は極めて困難である。

同一四年二月の惟澄申状に、「以去年八月十三日、被下三ヶ度御下知之處、河尻七郎尚以申異儀、剩構城郭張行之間、守護人肥後守武光不及遵行」とある（同一五）。傍線④のように、これまで三回の遵行令旨（先掲「武光」は三度目のもの。以前の二通は現存しない。）があった。②から、令旨の受命者「武光」の当國々守・守護兼帶は明らかで、また彼をしても遵行不能の事実が示される。同月一五日、彼宛の令旨では、「嚴密可被沙汰居下地於惟澄、若猶不承引者、為分召所領、可被注進分限」と強制文言がみえる（同下）。当莊「半分地頭職」の年貢は、実は、阿蘇社造営料に充てられる（同下・五一頁）。二〇年三月には「阿蘇大宮司職」も惟澄から惟武にうつるが（七七号）、当莊への河尻父子の行動は変わらず、年貢「難済」の状況で、その後も数回、武光宛に征西府の遵行令旨がなされる（同下）。阿蘇大宮司への遵行は、一三六〇年代—征西府の隆盛期を通じても、本主河尻氏の一貫した當知行のために、実現できなかつた。下つて天授二年（一三七六）十月十三日付の征西府（後征西督軍）令旨は、大宮司（惟）に「守富庄替」として「肥前国小城郡西方地頭職」を宛行つており（同上一二）、この事情を一層裏付ける。新給者の阿蘇大宮司家にとり、本主河尻氏の降參→味方→宮方への復帰が、却つて不利益であり、事態を複雑化した。当時の国人には、武家方・南朝方を問わず、所領問題が基本で、上部権力への「献身の道徳」等ではない。

郡浦・小河について。郡浦は郡浦社領、小河は甲佐社領、ともに阿蘇末社領で、当時、最終的支配権は「阿蘇大宮司」にある。正平一六年六月一二日、菊池武光は、「去月廿五日 令旨」に任せて郡浦・小河を阿

蘇社家（大宮司惟）に遵行（沙汰付）すべき旨、守護代と蓬田武宗宛に施行状を発した（同下一四八）。「去月廿五日 令旨」とは、「阿蘇社務職并神領」に関する安堵令旨で、現存する（同上一六一号。実は、同下一四七）。「社務職」とは「大宮司職」等を指し（先述）、「神領」には阿蘇本社・三末社（佐、菊池）領を含む。右の武光施行状は、同月の「阿蘇大宮司」惟澄（「及び代官人」）による遵行・安堵要請の申状（同上一六二号）に応じて、発せられたものといえよう。惟澄には、「守護人」が遵行（渡）を試みたが、「押領人」（郡浦健軍）領を含む。右の武光施行状は、同月の「阿蘇大宮司」惟澄（「及び代官人」）による遵行・安堵要請の申状（同上一六二号）に応じて、発せられたものといえよう。惟澄には、「守護人」が遵行（渡）を試みたが、「押領人」されたという。惟澄は、先述の通り、実は、この申状の四ヵ月前（延喜六年二月）幕府方から当國守護職に補任されたばかりである。補任関係文書は「阿蘇文書」にも含まれるから、少なくとも、彼自身もこの事実を認知したはずである。彼として、遵行要請申状は、自己を守護職に補任した最高権力=幕府に提出するのが常道であろう。ところが、右の惟澄申状で、遵行に当たつた「守護人」とは明らかに彼自身ではなく、年号「正平」の使用からして、南朝方守護を指す。菊池武光以外にあり得ない。惟澄は、在地情勢を鑑みて、自己の有する守護職を否定する。思えば、この二年前、正平一四年二月の惟澄申状に「守護人肥後守武光」と呼び（同上一二）、この態度を続けていた。惟澄がなお一貫して南朝方に立ち、特に当時、当國は南朝方優越の事情を如実に示す。さて、郡浦に対する「押領人」は宇土道光である。実名高俊、菊池氏庶流で、宇土郡主（郡浦も）である（鹿児島県史科拾遺一〇）。建武政権下に「料所」として六箇莊地頭職を宛行われ、正平三年正月には（征西督軍）懷良親王を宇土港に迎え、年号「正平」の使用（日向大慈寺文書上「八二号」等から、彼も一貫して南朝方であった。小河の方は、名和義高の子息頴興である。義高は、建武政権下に八代莊（小河）の地頭職を宛行され、南朝方として行動した。頴興も「正平」年号を使用し（同上一八）、南朝方である。正平一六年八月郡浦社衙宛に甲佐官牒が発せられた（七六頁）^④。頴興の小河への「押領」に対して、郡

浦社に、同じ阿蘇末社としての合力を要請したものである。この牒にはこうある。征西府の遵行令旨を受け、この三月ころ、両使（守護代武貫の代）が小河に入部したところ、やはり頗興が「申異儀」したため、遵行不能の請文（注進）が提出された（征西府宛か）。『重依被仰下』（征西府金官の代）より、七月二〇日、右兩人を入部させ、社家への打渡は実現した（遵行完了）。然し、それも束の間、その三日後、二三日、頗興は多勢を引率し、甲佐社雜掌を刃傷し、神人を打擲した。その事情（子細）は、「守護使」（右の両使）の検見により、注進した（征西府宛請文か）。さらに、小河・郡浦に關する遵行不能の注進状（菊池武光請文か）が出されたので、九月五日付の令旨は、重ねて社家（大宮司）に遵行するよう武光宛に命じた（同四）。彼は、この命令を受け、守護代武貫・塙田武宗兩人を「使節」として、両地に派遣する。一〇月一日、兩人は各々、両地とも遵行（不及・打渡）の請文を武光に宛て、武光は、同一四日、この「請文四通」を副えて征西府宛に注進状を提出した（同四）。ここに、征西府令旨→守護武光施行状→両使（守護代）と、これに対応する両使注進状（文書）→守護請文（状）→征西府という手続で、遵行がなされた。幕府→守護という当時の武家政権側の遵行手続に対する、当國では征西府を頂点としたことが示される。さらに、この武光「注進状」を受けて、同月二三日、「重差遣守護代、破却城郭等、可被沙汰付下地於惟澄」との令旨が武光宛に出され（同五）、一一月七日、武光はこれを守護代（および塙田武宗）宛に施行した（同五）。

（五二）。

以上から論所はれも阿蘇末社領で、阿蘇大宮司に対する河尻氏・宇土氏・名和氏といふ、いわば南朝方勢力同士の相論である。彼らは、南朝方権力に対して決して忠誠とはいえない。また武光施行状は何れも宛先が「守護代」等であるから（目代など国司代官ではなく）、彼の立場は守護的側面といえよう。

八月廿九日付（年次）の清源寺宛、「肥後守武光」寄進状（書式）が遺

る（清源寺文）。武尚（武光の子）が「恩賞配分」として宛行われた豊後国大坪村武松の土貢三〇貫分の下地を、彼の素意に任せて、武光が同寺に寄進したもの。清源寺は、肥後国大野荘中村にあり、当時、武尚系の氏寺である。今一通、正平十七年十二月十三日付、豊後国直入郷柏原村を大般若転読料として阿蘇岳に宛てた、「肥後守武光」寄進状（案がある（阿蘇家文書下二二五））。実は、先年、武光は豊後国大野荘下村内を寄進したが、「本主参御方候」ために、これを返付し、「彼替」として、改めてこの柏原村を寄進したのである（同二三）。さらに前、同九年一二月七日、大友行宗（氏時）が大野荘下村内の諸名地頭職を阿蘇岳に寄進している（同二四）。斯様に国外所領が阿蘇社に寄進されるのは、興味深い。また武光の寄進行為に、阿蘇社（氏）把握の意図が窺われる。

加冠状（写）は、正平一六年二月二九日、阿蘇惟武に「武」を与えたものである（同下二五）。惟武は、三年後、一九年一〇月一九日、征西府令旨で「惟澄遺跡相続」を安堵され（同上二六）、翌二〇年三月二八日付の令旨では「阿蘇大宮司職」に補任された（同二七）。先述の通り、当時、大宮司職は南・北（村）に分裂している。ここに、武光は、南朝方大宮司惟武を被官化して、政治的上下関係で確實に把握せんと試みる。

注進状（写）は、郡浦・小河について両使からの「請文」（能羅告）を副えて、正平一六年一〇月一四日、征西府に提出したのである（同下二八）。もちろん、守護としての行為と考える。既に触れたので、これくらいにとどめる。

挙状は、つぎである（藤崎八幡宮）。

肥後国藤崎八幡宮可被遂造當之由事、^④當寺神官等申狀副具如此候、謹進上之、子細載于狀。歟、以此旨、可有洩御披露候哉、恐惶謹言、

（五三）。

肥後守藤原武光上
(義書)「御在判」

正平十二年十一月十七日

進上 ⁽⁵⁾ 御奉行所

②に該当するものに、「請特蒙 恩裁、准先例、且任代々院宣・御教書旨、且依社家旧規、被寄當國吏務并段米錢以下料所、遂造營節」うた、同月の藤崎宮社司神官等解^二申状が遺る(同^{三号})。⑥は、この解に「副進一卷十八通 院宣・綸旨・御教書案并宮寺注文^(ア)」とある。この解は、当時は「依世上動乱、被閻造營」で、さらに「去潤七月十五日夜暴風」により正殿・楼門など「悉以破壞顛倒」のため「所詮任先規、被寄吏務段米錢歟、不然者、以當社領地頭職闕所地、被寄進造營料所、被遂造畢者、尤可為神慮」と結ぶ。藤崎宮は、一宮阿蘇社とともに当國大社^二で、平將門追討のため石清水八幡宮を勧請した、九州五所別宮の一社と伝えられる。当宮造營は一国莊公一円に賦課される段米によつて行われ(一国平均の役)、鎌倉期、その施行者は幕府であった(前掲中世の法と國家^{三四})。建武新政以降、当宮修理造營の関係史料は、他に殆ど遺らない。右の手続から、当時、その任は武光にある。また⑦とは征西府機構に違ひなく、征西府(令旨)一武光により当宮造營がなされたといえよう。この場合、武光は、守護よりも、「肥後守」^二国司としての立場であろう(当國吏務)。当時、当國大社造營に、幕府方守護が関与した史料は遺らない。全て「肥後守」を世襲する菊池氏が関与しており、その際、菊池氏は守護の期間とは限らない。従来、武光と藤崎宮造營との関係に触れた論稿を知らない。

書状とは、あくまで形式上の分類で(書止文言)、内容的には種々ある。阿蘇社領安堵の征西府令旨に対する一見状(阿蘇家文書下^{一二三八頁})、阿蘇社への寄進(先述)等々だが、何れも今まで闇説したから、これにとどめる。

以上、「肥後守」菊池武光は、当國守護を兼帯し、あくまで征西府を最高権力とした支配であった。当時、南朝方の九州經營は征西府に委任され、それで完結したことを象徴する。また当国は、形式的には南・北両系の守護が並立する。然し、北朝方守護阿蘇氏は、当職補任の事実は

認知しながらも、實際、年号「正平」の使用、武光を「守護人」と呼んで遵行申請するなど、相変わらず南朝方に立ち、自己の当職を否定している。守護制度上、注目すべき事例と考える。さらに武光は、肥前国守護で有効性もあり(「肥前國」)、他の九州諸国守護の事実が検出される可能性もある。要するに彼は、征西府と在地勢力との接点として、九州での南朝勢力を晚くまで存続させる立役者であった。

[注]

(1)

その他、広福寺文書に正平十九年七月十六日付の「藤原」禁制(案^一が遺る^二号^三)。「藤原」を、從來の史料集では、菊池武光に比定する。然し、彼の発給文書を蒐集するに単に「藤原」なる署名の仕方は別に見当たらぬし、また案文で花押が不明なので、姑く加えないでおく。「藤原」は菊池氏一族で、武光の可能性もあるが。

(2)

筑後三浦藤井耕吉氏所蔵文書(史科編纂所^四)。これと同日付・同文の「肥後守武光」施行状案が、『鎮西古文書編年録』に「筑後最田氏文書」として含まれ、『大日本史料』(六編)に所載がある。彼の施行状を蒐集すると、「守護代」宛の場合は實名「武光」のみで署し(私的側面)、他人宛の場合は官途「肥後守」と署す(公的側面)。藤井氏所蔵文書の方が原本である。『編年録』のものは、案写で、書写の過程で注とすべき「肥後守」を肩に付したと考えられる。

(3)

この間、興国三年六月廿日付の後村上天皇綸旨で「守富庄地頭職」は「惟直・惟成勲功賞」として父の大宮司(惟^一)に宛てられた(阿蘇家文書上^二三号^五)。然し、以後、この綸旨と脈絡ある史料がなく、有効性はなかつたとみてよい。

(4)

杉本氏はこの一六年六月に係争が終わったように解されるが(菊池氏三代^二三頁)、なお統くのが実態である。

(5)

直接、武光施行状は遺らないが、論所化して、その解決を征西府が彼に命じた例に、大野莊岩崎村の場合がある。当村地頭職は、先述の通り、安富氏だが、相變わらず当知行は困難であった。正平一七年五月一〇日、武光宛に令旨が發せられた。当村地頭職半分は、「料所」として「給人」に付したが、

「替」を給人に宛給の後、安富泰治女子字童に返付すべしと（深江家文書九〇号）。この三年前、一四年七月二日の泰治讓状で当村は彼女に譲与されたが（同七）、間もなく、南朝方權力（恐らく征西府）により、地頭職は斯様に折半され、「料所」に指定して味方を「給人」としたのである。右の返付命令の令旨は「一四年八月の筑後大保原合戦で泰治が「属于武光御手、討死」した事実（同九）」に対して発せられたものだろうか。「替」は一向に見付からず、「返付」は困難であった。やがて、同二三年五月一八日の令旨は、当職の「替地」として「肥前国闕所内相当件半分之程」を以って「可被注申」と武光宛に命じた（同九）。二年後、二五年一月二一日の令旨で、やつと当村地頭職全部が泰治女子に「返付」された（同九）。この場合も、武光の立場は守護と考える。

[六] む す び

以上、主題に沿い、南北朝前半の当国政治史をみてきた。縷述した感が強いし、各章の末尾にもまとめをしているが、一応、つぎの点を示しておきたい。

先ずこの期間の当国守護は、①大友氏泰 ②少弐頼尚 ③大友氏時

④阿蘇惟澄

⑤阿蘇惟村

⑥菊池武光である。

つぎに、当国には古来の有力国人が多い。彼らは、領主制から領国制への志向が強く、動乱期も權力側に主体的立場を貫く。特に、國守菊池氏と大宮司阿蘇氏である。阿蘇氏は、建武政権の官社解放令で中央權門との縁が切れ領主制展開に一段と有利になり、動乱期の諸政治權力による宛行・寄進等で所領が拡大。守護少弐頼尚の例のように、權力側から阿蘇氏に契状を成す。また何れの權力も、阿蘇社（氏）領を他氏に給与しえた徵証はみえない（闕所化の場合も一族間で処分）。阿蘇氏より強力なのは、菊池氏である。「肥後守」を世襲して国衙在庁組織を私的化、一宮阿蘇社など当国大社の支配權を確立、阿蘇社（氏）領を本質的に反抗できなかつた。阿蘇惟澄・惟村が、幕府から正式な当国守護に補任されながら、南朝方の菊池武光を「守護人」と称し、自らのそれを全く否

定しているのは、これを象徴しよう。九州は最後まで武家政権への統一が困難といわれるが、その典型は当国で、これを支えるのが二氏である。彼らの動きを分析・整理すべく、政治過程を敢えて縷述した。

第三に、そこで、中央、外来系權力は懷柔策として彼らに守護職を給与する。この期間の当国守護は、始めは何れも外来系（①②③）だが、つぎには当国人系（④⑤⑥、將に二氏）。阿蘇氏の補任が当時の守護大友氏の去状→推舉という行為に基づくこと、菊池武光の場合のように九州守護の補任権が征西府にある点は、守護制度上、興味深い。さらに北条政権滅亡直後の大友氏泰や觀応擾乱後の大友氏時の例にみると、政治過程上の重要な転機に、九州諸国の守護に大友氏が補任される。基盤の脆弱な他国経営（本国豊後）のため実質的支配は成しえないが、九州三守護家（少弐、大友、島津）の統制に苦慮する幕府がとった懷柔策で、三家の内で、大友氏が最も“稳健”とみられた所為である。

最後に、農民と權力との関係、直接、農民を政治史上に乗せてみる史料は見当たらない。“辺境”的ためといえる。

以上の事実は、動乱後期、次の今川氏の段階をみれば、一層明らかとなる。今川氏については「南北朝後期、今川氏の肥後国支配について」と題して別に公表した（鹿大史学一九号）。また両者を通じての結論もその誌上において論じた。併せて参照いただければ幸いである。

〔付記〕 本稿作成の過程で、新城常三先生（成城大学）並びに杉本勲先生（現、愛知県立大学文学部）・新田英治先生（東京大学史料編纂所）には多大なお世話になった。

（S 46・1・20 初稿 S 47・2・29 补）